

島根大学

目 次

I	認証評価結果	2-(17)-3
II	基準ごとの評価	2-(17)-4
	基準1 大学の目的	2-(17)-4
	基準2 教育研究組織	2-(17)-5
	基準3 教員及び教育支援者	2-(17)-8
	基準4 学生の受入	2-(17)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(17)-15
	基準6 学習成果	2-(17)-28
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(17)-31
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(17)-37
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(17)-41
	基準10 教育情報等の公表	2-(17)-46
<参 考>		2-(17)-49
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(17)-51
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(17)-52
iii	自己評価書等	2-(17)-54

I 認証評価結果

島根大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 大学院の各研究科においては、5年又は6年ごとに、大学院課程担当資格の再審査を行い、研究指導能力の維持・向上に努めている。
- 教員評価の結果を「教員個人評価処遇反映のためのガイドライン」に基づき、昇給、賞与等の処遇に反映させている。
- 特別副専攻プログラムの開設により、学生が所属する学士課程の専門性に加えて、幅広い分野の体系的な学習ができる。
- 基礎学力不足の学生への配慮及び正課授業の履修・単位修得の支援のため、正課ピアサポート・プログラムを全学で実施している。
- 成績評価を、達成目標に対する達成度評価に統一し、その内容をシラバスに記載している。
- 文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「全学で創りあげるキャリア教育の夢工房」については、支援期間終了後も独自の事業として継続している。このほか、文部科学省からの支援により、「大学と地域社会を結ぶ大学間連携ソーシャルラーニング」「課題解決型教育(PBL)による地域協創型人材養成」「ICT (Information and Communication Technology) と人で繋ぐがん医療維新プラン」「未来医療研究人材養成拠点形成事業」を実施し、成果を上げている。
- 松江キャンパスでは、外国語教育センター・ワークステーションを設け、図書、マルチメディア教材、コンピューターを利用して外国語の自主学習ができる環境を整備し、学生に活用されている。
- 大学の業務に補助的に従事させる「学内ワークスタディ」を実施することによって、学生の職業意識・職業観を涵養するとともに、経済的事情を抱える学生に対する一層の支援を行っている。
- 教育質保証委員会で定めた評価項目に基づいて、毎年各学部及び研究科から「教育の質保証報告書」が提出されており、それを基にピアレビューを経て編纂された「島根大学教育の質保証評価書」が公開されている。
- 重点戦略「グローバルな視点を持った人材を育成する」ために、海外協定校への教職員派遣研修を実施している。
- 評価室の下に置かれた認証評価専門部会が自己評価を適切に実施し、大学として更なる改善に向けて必要な事項を把握している。
- 学内の研究ニーズ・シーズの発掘や情報共有及び学外に向けて研究シーズをわかりやすく紹介する「研究見本市」のページを開設し、研究活動の活性化と共同研究の推進を図っている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 平成27年度文部科学省大学COC+事業に採択された「地域未来創造人材の育成を加速するオールしまね協働事業」において、島根県内の高等教育機関、島根県、島根県内企業やNPO等と協働し、島根県で働き暮らし地方創生の中心となる学生を育成することで、県全体の活力向上と地方創生への貢献を目指す取組を実施している。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学憲章において「学術の中心として深く真理を探究し、専門の学芸を教授研究する」、「自然と共生する豊かな社会の発展に努める」及び「世界的視野を持って、平和な国際社会の発展と社会進歩のために奉仕する人材を養成する」を使命とすることを定めている。

また、大学の目的は、学則第1条において、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」と定めている。

これらの下に、各学部は、教育の理念、目標等を掲げ、人材の養成に関する目的その他、教育上の目的をそれぞれの学部規則において定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学憲章に定める使命に沿って、大学院の目的を大学院学則第1条において、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」と定めている。その下で、各研究科は、それぞれの特性に応じて理念、目標等を掲げ、人材の養成に関する目的その他、教育研究上の目的をそれぞれの研究科規則に定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学の目的を達成するために、学士課程の教育研究組織は、以下の5学部 14 学科 1 課程から構成されている。

- ・ 法文学部（3 学科：法経学科、社会文化学科、言語文化学科）
- ・ 教育学部（1 課程：学校教育課程）
- ・ 医学部（2 学科：医学科、看護学科）
- ・ 総合理工学部（5 学科：物質科学科、地球資源環境学科、数理・情報システム学科、機械・電気電子工学科、建築・生産設計工学科）
- ・ 生物資源科学部（4 学科：生物科学科、生命工学科、農林生産学科、地域環境科学科）

なお、平成24年度には、生物資源科学部において生態環境科学科、農業生産学科、地域開発科学科を農林生産学科と地域環境科学科に再編し、総合理工学部においても、電子制御システム工学科を機械・電気電子工学科に、材料プロセス工学科を建築・生産設計工学科に変更して、より分かりやすい名称としている。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

全学共通教育（教養教育）の実施・運営及び管理のための組織として、全学共通教育管理委員会が設置されている。委員会は、学部・研究科の代表、各科目群の担当者会議・代表者会議の代表、事務担当者、教育・学生支援機構教育開発センター教員で構成され、委員長は教育・学生支援機構の機構長（理事（教育・学生支援担当））が務めている。科目区分ごとに、教育課程及び実施・運営に関する事項を検討する組織として、外国語科目担当者会議、健康・スポーツ科目担当者会議、文化・芸術科目担当者会議、情報科学科目担当者会議及び入門・発展科目代表者会議、社会人力養成科目代表者会議を設置している。教養教育は、これらの管理・運営体制の下で、全学出動体制により実施されている。

松江、出雲両キャンパスの学生が共通の教養教育を受けられるための配慮として、金曜日を全学共通教育科目を集中的に開講する曜日とし、両キャンパスを結ぶバスを運行している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院の目的を達成するために、大学院課程の教育研究組織は、以下の6研究科、修士課程・博士前期課程10専攻、博士課程・博士後期課程2専攻、専門職学位課程1専攻から構成されている。

- ・ 人文社会科学研究科（修士課程2専攻：法経専攻、言語・社会文化専攻）
- ・ 教育学研究科（修士課程2専攻：教育実践開発専攻、教育内容開発専攻）
- ・ 医学系研究科（修士課程2専攻：医科学専攻、看護学専攻、博士課程1専攻：医科学専攻）
- ・ 総合理工学研究科（博士前期課程1専攻：総合理工学専攻、博士後期課程1専攻：総合理工学専攻）
- ・ 生物資源科学研究科（修士課程3専攻：生物生命科学専攻、農林生産科学専攻、環境資源科学専攻）
- ・ 法務研究科（専門職学位課程1専攻：法曹養成専攻）

このほかに、山口大学、鳥取大学と連携して鳥取大学大学院連合農学研究科（博士課程）を設置している。

なお、総合理工学研究科については、平成24年度に博士前期課程の5専攻（物質科学専攻、地球資源環境学専攻、数理・情報システム学専攻、電子制御システム工学専攻、材料プロセス工学専攻）を1専攻に、博士後期課程の2専攻（マテリアル創成工学専攻及び電子機能システム工学専攻）を1専攻に統合しており、教育学研究科については、平成28年4月に教育実践開発専攻（専門職学位課程）と臨床心理専攻に改組されることが決定している。

また、法務研究科については、平成27年度から学生募集を停止している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究に係る全学的な業務を円滑かつ効果的に実施する組織として平成25年度に理事を機構長とする4つの機構を設置し、各機構の下に全学センター等を設置している。

- ・ 教育・学生支援機構：教学企画IR室、教育開発センター、外国語教育センター、生涯教育推進センター、入学センター、キャリアセンター、保健管理センター、学生支援センター
- ・ 研究機構：戦略的研究推進センター、汽水域研究センター、産学連携センター、総合科学研究支援センター
- ・ 国際交流機構：国際交流センター、島根大学・寧夏大学国際共同研究所
- ・ 学術情報機構：附属図書館、総合情報処理センター、ミュージアム

特色あるものとして、汽水域研究センターは、我が国の代表的な汽水湖である宍道湖に近接する大学として、汽水域の自然・人文・社会環境の研究等、汽水域に関する総合的かつ学際的な研究を推進し、教育研究活動及び学術交流の活性化を図るとともに、その研究成果を公表することにより、地域社会の発展及び国際学術交流の振興に資することを目的に活動を展開している。

このほかに、大学設置基準第39条に基づき、教育学部には附属幼稚園、附属小学校、附属中学校を、

医学部には附属病院を、生物資源科学部には附属生物資源教育研究センター（本庄農場、隠岐臨海実験所、三瓶演習林、匹見演習林）を設置している。

さらに、学部附属の教育研究施設として法文学部附属山陰研究センター、教育学部附属教育支援センター、教師教育研究センター、FD戦略センター、医学部附属教育企画開発室等がある。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するため、学長、理事、副学長、学部長、研究科長をはじめとする評議員で構成する教育研究評議会を置き、原則として毎月1回開催している。教育研究評議会では、中期目標、中期計画及び年度計画、学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃、教員人事、教育課程の編成に関する方針、学生の在籍及び学位の授与に関する方針、教育研究の状況に関する自己点検・評価等の重要事項について審議している。また、審議事項や報告事項とは別に平成24年度より協議事項を設け、実質的な議論ができる工夫を行っている。

各学部及び総合理工学研究科に教授会を置き、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、学長の決定に当たり意見を述べるものとしている。教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織し、原則として毎月1回以上開催している。

研究科においては、教育研究に関する重要事項について審議するために研究科委員会を設置し、原則として毎月1回開催している。

上記のほか、各学部等には、教育委員会（法文学部、生物資源科学部）、教務・学生支援委員会（教育学部）、教務委員会（医学部、総合理工学部）等を置き、教育課程や教育方法の検討等の学部教育全般について月1回程度審議している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

管理学則において、学部学科又は課程を、学科又は課程の下に系又は講座を置くことを定め、大学院に研究科を、研究科の下に専攻を置くことを定めており、総合理工学研究科においては領域を置くことを定めている。

総合理工学部においては、教員は大学院総合理工学研究科に所属し学部を兼務しているが、その他の学部においては学部を本務として大学院を兼務している。

各学部に学部長及び副学部長を置き、学部長は、その学部に関する校務をつかさどり、教授会等を招集し、議長となり教授会を主宰する役割を担っている。各学部内においては、各学科に学科長を置き、学科長を含む学科代表者会議において、日常の教育研究業務の基本事項を処理している。

研究科においては、研究科長の下に研究科委員会又は研究科委員会に代わる企画運営委員会を組織し、研究科長の下で、副研究科長を含む専攻代表等で構成される執行部等によって責任体制を構築している。総合理工学研究科については、研究科長と副研究科長のほかに領域長を置き、各領域内及び領域間の調整を行っている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 法文学部：専任 67 人（うち教授 30 人）、非常勤 10 人
- ・ 教育学部：専任 98 人（うち教授 47 人）、非常勤 41 人
- ・ 医学部：専任 169 人（うち教授 56 人）、非常勤 253 人
- ・ 総合理工学部：専任 122 人（うち教授 50 人）、非常勤 13 人
- ・ 生物資源科学部：専任 83 人（うち教授 30 人）、非常勤 2 人

教育上主要と認める授業科目の、専任の教授又は准教授による担当比率は、学士課程全体では 72% であ

るが、全学共通科目では64%であり、やや低い。これは外国語科目が必修科目であり、かつ少人数クラス編成を前提としているため開講クラス数が多く、専任教員の担当比率が低くなるためである。しかし、これらの科目については外国語教育センターで組織的な対応をしており、センター全体で責任を持つ運用体制が整えられている。

これらのことから、学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されており、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授をおおむね配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 人文社会学研究科：研究指導教員 61 人（うち教授 29 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 40 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 48 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 66 人（うち教授 50 人）、研究指導補助教員 134 人
- ・ 生物資源科学研究科：研究指導教員 53 人（うち教授 30 人）、研究指導補助教員 19 人

〔博士前期課程〕

- ・ 総合理工学研究科：研究指導教員 83 人（うち教授 42 人）、研究指導補助教員 4 人

〔博士後期課程〕

- ・ 総合理工学研究科：研究指導教員 24 人（うち教授 15 人）、研究指導補助教員 28 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 41 人（うち教授 41 人）、研究指導補助教員 138 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 法務研究科：13 人（うち教授 9 人、実務家教員 6 人）

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

「教員人事の指針」において、教員採用は公募制を原則とし、出身大学・大学院の多様化、社会人出身教員の構成比、女性教員の構成比、外国人教員の構成比等に配慮すると明示している。平成 27 年度において、全教員 734 人中、社会人出身教員が 203 人、女性教員が 129 人、外国人教員が 15 人在籍している。平成 27 年 5 月 1 日現在、社会人出身教員の比率は 27.7%、女性教員の比率は 17.6%、外国人教員の比率は 2.0%であるが、多様な人材の確保について、更なる成果が期待される。

年齢構成は、男女ともにバランスがとれている。

男女共同参画推進室において、女性研究者の裾野の拡大、女性支援体制の強化、仕事と家庭の両立支援のための学内環境整備等の取組により、男女共同参画を推進している。育児や介護等により、研究時間の確保が困難な研究者に対して大学が雇用した研究サポーターを配置し研究の補助業務を行う「研究サポーター配置制度」を設けており、平成 26 年度には 6 人が利用している。また、医学部附属病院は、ISO14001 と「働きやすい病院評価」の認証を受けており、医学部附属病院ワークライフバランス支援室において、ワークライフバランスを重視した働きやすい病院を目指して、女性医療従事者の復職・育児支援及び福利

支援事業の拡充を行っている。これらの取組が評価され、平成23年12月2日付けで島根県より、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業として「しまね子育て応援企業（こころカンパニー）」に認定されている。また、平成25年1月15日付けで、島根労働局より「子育てサポート企業」（国が認定する子育て支援に取り組む企業・団体）として認定されている。

任期制が導入されており、平成27年度には301人が対象である。

若手教員に対しては、研究支援制度を整備し、公募により20～30件を選定の上、研究を遂行するのに必要な経費として1件当たり35万円の研究経費の支援を実施している。

教育活動及び教育改善に優れた貢献をした教員を表彰する優良教育実践表彰制度及び優れた研究実践を顕彰する研究功労賞制度を実施している。

サバティカル研修制度が導入されているが、平成24～26年度の年間活用実績は3～4人である。

特徴的な教育研究活動を可視化し、一層の活性化を目指すものとして、「くにびきジオパーク」、「疾病予知予防」、「自然災害軽減」、「農林水産業の第6次産業化」、「水産資源管理」等15のプロジェクトセンターを設置し、部局を超えた共同教育研究を行っている。プロジェクトの多くが地域の特性に関わる内容であり、大学の特色化にも貢献している。

研究活動の活性化を図るため、平成26年度より、プロジェクトセンターのリーダー、サブリーダーのうち同意が得られた者や若手教員に業績連動型年俸制を導入している。平成27年度は14人が対象である。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任の基準については、教員選考基準により、大学設置基準に沿う形で、教授、准教授、講師、助教及び助手の資格をそれぞれ定めており、その選考は教員の採用手続き等に関する規則に基づいて行われている。基本的な流れとしては、①部局等から学長に「教員の採用に係る申請」が提出された時、学長はその可否及び採用方針等の検討を人事委員会に付託し、その審議結果に基づいて可否を決定する。②具体的な選考は部局等が行い、採用候補者を学長に推薦し、学長はその適否の審議を教員人事小委員会に付託する。③その審議結果に基づいて学長が当該採用候補者の採否を決定する。

選考においては、教員選考基準に定める各職位の資格を有することを確認し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有することを、面接や模擬授業・プレゼンテーション等により確認している。大学院課程における教育研究上の指導能力の評価を行うため、各研究科において定める資格基準に従い、資格審査委員会等により資格審査を行っている。

各研究科においては、5年又は6年ごとに、大学院課程担当資格の再審査を行い、研究指導能力の維持・向上に努めている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育及び研究活動等に関する評価は、教員個人評価に関する規則に基づき、教員個人評価基準に沿って、医学部を除く学部等においては、教育、学術・研究、社会貢献及び組織運営の4領域を対象に毎年実施している。医学部については、前述の4領域に加え、医療の領域を加えた5領域を対象としている。

各教員は、大学評価情報データベースシステムにこれらの領域の活動実績を入力した上で自己評価を行い、部局長は各教員が作成した自己評価書を確認の上それぞれに対して評価案を作成し、評価委員会の委員と調整の上で評価を実施している。評価結果は、「教員個人評価処遇反映のためのガイドライン」に基づき、昇給、賞与等の処遇に反映させている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動を展開するために必要な事務職員（専任58人、非常勤32人）を、松江キャンパスの教育・学生支援部（教育・入試企画課、学務課、学生支援課の3課で構成）及び出雲キャンパス（医学部）の学務課に配置している。

演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手は、医学部に3人、総合理工学部に1人配置しているほか、常勤の教務職員を医学部に2人配置している。また、技術職員が医学部（49人）、総合理工学研究科（3人）、生物資源科学部（12人）等に配置され、演習、実験、実習等の授業の補助を行っている。

附属図書館の業務は、図書情報課の職員（専任16人、非常勤22人）が担当しており、そのうち15人が司書、1人が司書補の資格所有者である。

また、実験、実習及び演習等の教育補助者として、延べ1,713人（平成26年度）のTAを採用している。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりが進められ、島根県より「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」に認定されるなど、社会からも評価されている。
- 特徴的な教育研究活動を可視化し、一層の活性化を目指すものとして、15のプロジェクトセンターを設置し、学部を超えた共同教育研究を行うことにより、教育研究活動の活性化と大学の特色化に貢献している。
- 大学院の各研究科においては、5年又は6年ごとに、大学院課程担当資格の再審査を行い、研究指導能力の維持・向上に努めている。
- 教員評価の結果を「教員個人評価処遇反映のためのガイドライン」に基づき、昇給、賞与等の処遇に反映させている。

【更なる向上が期待される点】

- 女性教員や外国人教員等多様な人材の確保について、更なる成果が期待される。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、「学生受入方針」として以下のように策定している。「島根大学は、主体的に学び、自らを高めようとする人を求めます。

- 自然、社会とその歴史、学術文化、人間への理解を深めようとする知的好奇心が旺盛な人
- 人と社会へのつながりを大切にし、専門的力量を高めようとする人
- 地域及び現代社会の諸課題に目を向け、積極的に関わろうとする人
- 高等学校段階の基礎的な学力を十分に身につけ、入学する学部・学科で必要とする教科・科目で優れた学力を有する人

大学の「学生受入方針」の下に、各学部・学科・課程、研究科・専攻等の「学生受入方針」が策定されている。

また「入学者選抜の基本方針」については、教育学部、総合理工学部の全学科及び生物資源科学部の農林生産学科、地域環境科学科では、入試種別ごとにいかなる資質・能力に主眼をおいて選抜するかを明記している。例えば、総合理工学部物質科学科では「一般入試では物理、化学や数学をはじめとする高校における基礎学力を十分に備えた人を、推薦入試では学業と人物が優秀で、物理学又は化学に対する適性があり、物理学、化学又は物質科学に対する熱意のある人を受け入れます。」としている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程では、基礎学力を重視し、大学入試センター試験を課す一般選抜を実施しており、前期日程では学力検査及び必要に応じて面接により選抜している。後期日程では小論文及び面接等を組み合わせて総合的に判定している。

また、学力試験だけでは測れない多面的な能力や適性を判断するものとして、教育学部及び総合理工学部において面接や小論文試験等を採用したAO（アドミッション・オフィス）入試を実施している。

このほかに、当該専門分野に対する強い興味・関心や適性、多様な経験等を持った人物を受け入れるため、大学入試センター試験を課さない推薦入試（推薦入試Ⅰ）、大学入試センター試験を課す推薦入試（推薦入試Ⅱ）、社会人入試、帰国生入試、3年次編入学入試、私費外国人留学生入試を実施している。私費外国人留学生入試を実施している法文学部、総合理工学部、生物資源科学部では渡日前入学許可を実施している。

医学部医学科では地域枠推薦入試、緊急医師確保対策枠推薦入試を、看護学科では推薦入試に地域枠を設けて実施し、へき地医療への強い使命感を持った学生の発掘に努めている。平成28年度入試からはほか

の4学部においても、地域のリーダーとして地域に貢献できる人材育成を目的とした地域貢献人材育成入試を実施することとしている。

大学院課程では、外国語・専門科目の筆記試験、小論文、口頭試問、面接等により一般入試、推薦入試、社会人入試、私費外国人留学生入試を実施している。総合理工学研究科及び生物資源科学研究科においては、秋季入学や渡日前入学許可を実施し、留学生を含む海外からの受験者に便宜を図っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜の実施体制、入学者選抜方法、個別学力試験実施教科・科目等に関する事項は、各学部を代表する委員等で組織する入学センター運営会議で審議している。

個別学力試験の問題作成・問題推敲・答案採点については、入学センター運営会議の下に各教科・科目等の問題作成委員会、問題推敲委員会及び採点委員会を組織して実施している。各委員会では、入試問題作成要領、予備問題作成要領、問題作成・推敲点検表、答案採点要領に基づき任務を遂行し、公正さを担保している。

入学者選抜試験は、全学部を統括する試験実施本部（学長が本部長を務める。）の下に各学部試験場本部を置き、試験実施本部と試験場本部が相互に連携する体制により実施している。試験の実施に関しては、試験実施要領、監督要領等を作成し、事前に試験関係者及び警備等外部機関に対しても説明会を開催している。合格者は、事務局が作成した合否判定資料を基に、各学科・コース会議、各学部の会議（各学部の入試委員会や教授会等）において審議され、学長が決定している。

大学院課程の入学者選抜試験は、各研究科が定める入学者選抜試験実施要項等に沿って、研究科長を実施本部長として実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学士課程の入学者選抜結果の総合的な分析は、各学部の入試委員会、入学センター、教学企画IR室が連携して、入試種別ごとの標準修業年限内卒業率及び学業成績の推移等の指標を点検し、入試選抜方法の改善に活用している。例えば、総合理工学部物質科学科物理コースでは平成27年度入試から、入試区分別の募集定員を変更している。また、医学部以外の4学部では、地元からの人材育成の要請に応えるかたちで平成28年度から新たに導入する地域貢献人材育成入試に合わせて、「求める学生像」や「入学者選抜の基本方針」の見直しを行っている。

大学院課程においては、研究科ごとに検証及び改善の取組を行っている。医学系研究科看護学専攻においては、医療系専門職のリーダー養成を望む医療機関からの要望に応じて、平成27年度から社会人推薦入試を導入している。また、生物資源科学研究科においては、留学生からの要望により、平成26年度から、外国人留学生入試を見直して秋季入学だけでなく春季入学を実施している。

しかし、検証するための取組については、学部・研究科により差があるように見受けられる。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成24年度に設置された総合理工学研究科(博士前期課程)については、平成24～27年度の4年分、また、平成26年度に設置された総合理工学研究科(博士後期課程)は平成26～27年度の2年分。)

[学士課程]

- ・ 法文学部：1.05倍
- ・ 法文学部(3年次編入)：0.98倍
- ・ 教育学部：1.02倍
- ・ 医学部：1.01倍
- ・ 医学部(3年次編入)：0.74倍
- ・ 総合理工学部：1.04倍
- ・ 総合理工学部(3年次編入)：0.90倍
- ・ 生物資源科学部：1.07倍
- ・ 生物資源科学部(3年次編入)：0.82倍

[修士課程]

- ・ 人文社会学研究科：0.98倍
- ・ 教育学研究科：0.77倍
- ・ 医学系研究科：0.97倍
- ・ 生物資源科学研究科：0.89倍

[博士前期課程]

- ・ 総合理工学研究科：1.00倍

[博士後期課程]

- ・ 総合理工学研究科：1.20倍

[博士課程]

- ・ 医学系研究科：0.99倍

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 地域に貢献する人材の発掘に資するために、入学者選抜において地域枠推薦入試等を実施しており、平成28年度からは地域貢献人材育成入試を導入して、さらに拡充することとしている。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学則において次のように定められている。

「学則第21条（教育課程の編成方針）

1. 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。
2. 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養できるよう適切に配慮するものとする。

学則第22条（教育課程の編成方法）

学部及び学科又は課程ごとの教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。」

各学部、学科・課程の教育課程の編成・実施方針は、履修の手引きに掲載されている。

法文学部言語文化学科の教育課程の編成・実施方針を例示する。

「言語文化学科では、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）で掲げた知識や能力を養うため、次のような方針のもとにカリキュラムを編成しています。

1. 大学での学習の最終的な成果は、4年次に取り組む「特別研究」（卒業論文）として結実します。全ての授業は、この「特別研究」をまとめるための知識や能力を養うことを目的としています。
2. 1年次から指導教員を定め、学業面・生活面をサポートします。
3. 大学での4年間を通して幅広い教養を身につけるため、基礎科目（外国語、健康・スポーツ／文化・芸術、情報科学）・教養育成科目を1年次から履修します。これらの科目は年次が進むにしたがって

徐々に履修する数が減っていき、逆に専門教育科目が増えていきます。

4. 1年次は、専門教育科目を履修する準備として、レポートの書き方など、大学での学修で求められる基礎的な技能を身につけるために、「言語文化入門」を必修科目としています。さらに、各専門領域の基礎をなす考え方を知り、2年次以降重点的に学修する「分野」（次項参照）を選択するため、学科共通科目（概論・入門）が設定されています。
5. 2年次以降は「日本・東アジア言語文化分野」「英米・ヨーロッパ言語文化分野」「文化の創造と理解分野」の3つの分野から、自らの関心にしたがって「重点を置く分野（重点分野）」を選び、それぞれで定められたカリキュラムにそって専門教育科目を履修します。
6. 自らの関心にしたがって幅広く履修できるように、重点分野以外の科目も履修できます。なお、重点分野は途中で変更することができますので、学期末の掲示に注意してください。
7. 2年次から3年次にかけて履修するプロジェクト科目は、分野の枠にとらわれず、問題設定・解決の方法やデータの分析、プレゼンテーション、グループ作業などの研究技術を重点的に身につけるために設けられています。
8. 4年次には「特別研究」が義務づけられています。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

全学共通教育は、すべての学生が到達すべき5つの達成目標（知の探求者として育つ、市民社会の形成者として育つ、地域社会の創造者として育つ、国際社会の貢献者として育つ、自己の開拓者として育つ）を掲げ、現代社会を生きる上で必要な基礎的な知識・技能や、幅広い学問知、生涯にわたって自己を開拓する姿勢を身に付け、専門教育の学びへと発展していくことができる人間の育成を目指している。そのため科目は、すべての学士課程における基盤となる基礎科目群（外国語、健康・スポーツ、文化・芸術、情報科学）と専門領域を超えて幅広い教養を身に付ける教養育成科目群（人文社会科学分野、自然科学分野、学際分野、社会人力養成科目）に大別されている。

各学部、学科・課程において、全学共通教育の中から必要な分野を卒業要件に指定することで、全学共通教育と専門教育の一貫性を担保している。

専門教育は、各学部、学科・課程の教育課程の編成・実施方針に基づき、専門基礎科目と専門教育科目を、必修科目、選択科目及び自由科目として編成している。学位授与の方針が求める卒業時に修得すべき能力との関係によって科目の分類、関係を明確にし、その履修の順序を履修モデル、カリキュラム・マップ等によって示して体系性を明らかにしている。

学士課程において授与される学位には、専攻分野に応じて、法経、社会科学、文学、教育学、医学、看護学、総合理工学、生物資源科学の名称を付記している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様化に対応し、中等教育までの基礎学力不足を補う補完教育（数学、物理、化学、英語）や、正課授業の履修・単位修得を支援する正課ピアサポート・プログラム、大学での学習方法を身に付け、学

習意欲を高めることを目的とした初年次教育プログラムを全学的に実施している。入学時の学力に応じたきめ細かな学習支援を行うため、入学直後にTOEIC I Pテストを全学生に受験させ、スコアに応じたクラス編成をして英語指導に当たっている。

社会的・職業的自立のために求められる力（キャリアデザイン力、リフレクション力、コミュニケーション力、チームワーク力、プレゼンテーション力、外国語運用力、地域貢献力）を、在学中の正課教育・正課外教育を通じて身に付けさせることを目的として、就業力育成特別教育プログラム「全学で創りあげるキャリア教育の夢工房」（平成22年度に文部科学省の大学生の就業力育成支援事業に採択）を平成22年度から開設し、大学生のキャリア教育プログラムを整備している。この取組は、平成24年度から産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業に「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」（島根大学を幹事校とする18大学・短期大学のグループによる取組）として引き継がれ、支援期間終了後も独自の事業として就業力育成特別教育プログラムを継続している。

専攻分野以外の学習機会については、全学共通教育を中心として体系的に授業科目を編成することにより、学生の多様な知的探究心に応えるとともに、多元的理解力、複合的な専門知識、及び学際的な視野を身に付けさせ、柔軟な発想力や応用力、総合的理解力を育成することを目的として、「学びのセルフプロデュース」と総称される特別副専攻プログラム（英語高度化プログラム、中国語実用化プログラム、環境教育プログラム、ジオパーク学プログラム、Ruby・OSS履修プログラム）を開設している。また、他学部の専門教育科目のうち、基礎的な科目については全学開放科目（平成26年度は143科目）として全学部の学生が履修できるようにしている（平成26年度は延べ384人が履修）。

他大学の授業は、放送大学141人、琉球大学10人など合計166人が履修している（平成26年度実績）。また、平成26年度には143人が海外の大学に留学している。

さらに、地域社会の人材ニーズに対応して、地域の教育資源を再開発した学習の場を構築し、地域に貢献できる人材を供出することを目的として、平成24年度から大学間連携共同教育推進事業「大学と地域社会を結ぶ大学間連携ソーシャルラーニング」を山陰地方の高等教育機関（島根県立大学、島根県立大学短期大学部、鳥取環境大学、鳥取短期大学）と連携しながら実施している。また、平成25年度には地域の自治体との連携により、文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に採択された「課題解決型教育（PBL）による地域協創型人材養成」を開始している。同事業においては、地域で学び、地域に貢献する地（知）の拠点の理念に特化した教育を行うことを目的として「COC人材育成コース」を開設し、平成28年度実施の地域貢献人材育成入試により受け入れる学生を中心に、課題解決型教育（PBL）をベースに地域課題に向き合い、様々な分野での地域活性化マネジメントを学ぶ教育課程を全学的に展開することとしている。平成27年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に採択された「地域未来創造人材の育成を加速するオールしまね協働事業」においては、島根県内の高等教育機関（島根県立大学、島根県立大学短期大学部、松江工業高等専門学校）、島根県、島根県内企業やNPO等と協働し、島根県で働き暮らし地方創生の中心となる学生を育成することで、県全体の活力向上と地方創生への貢献を目指す取組を実施している。

上記の全学教育プログラムに加えて、学部ごとに教育GPや特色GP等に採択された現代社会のニーズに即した教育改革を実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業の形態は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うと学則に定め、各学部においてそれぞれの分野の特性を考慮し、少人数の演習や実験、実習（フィールドワークを含む）等を組み合わせた形でバランスを図っている。

全学共通教育での授業形態は、平成26年度において、講義38.7%、演習42.0%、実験・実技・実習4.0%、併用15.2%であり、クラス規模については、50人以下が83.0%前後、100人超が7.5%である。

必修科目である英語科目のクラスにおいては、少人数教育（読解クラス：40人、リスニングクラス：30人、会話クラス：20人）を実施するとともに、習熟度別クラス編成を導入し、学生の基礎学力に応じた学習指導を実施している。

専門教育では少人数教育を原則とし、大人数授業であっても、クラスを分割したり、ICTを用いた教育実践（クリックカーやe-learningの活用）やTAの導入によって、学生参加型の授業が実施できるよう工夫しているものもある。

法文学部では、各学科・コースごとに基礎から応用へ至る体系的教育課程を構築するとともに、ゼミ・演習形式による少人数授業や、フィールド学習・調査実習等の体験型授業を配置し、学問分野や学生の多様な進路に対応した学習指導を実践している。

教育学部では、初年次教育である「学校教育実践研究Ⅰ」（演習）と「学校教育実習Ⅰ」（実習）で、大学での演習を踏まえ、附属学校での教育実習を行っている。また、それらを理論面から支える「教職ガイダンス」（講義）を同時に開講し、専門教育への動機付けを図っている。さらに「初等教育実践基礎Ⅱ」、「同Ⅲ」では、事前学習として作成したレポートに基づく対話・討論型授業を行っている。「初等理科内容構成研究」では、フィールド型授業として地域の海岸での地層学習を行っている。

総合理工学部の特色ある授業形態として、PBL型授業、フィールド型授業、タブレット型端末を使った反転授業がある。また、数年前から実施している優秀な大学院学生による初年次生への教育（メンター制度）が各学科・分野で行われているほか、先輩学生をTAとして数理・情報システム学科（数理分野及び情報分野）と機械・電気電子工学科の1年次生を対象とする数学の自主勉強会（MathCom）を実施し、学習支援体制の拡充に努めている。

生物資源科学部は、各学科とも実験・実習・演習・セミナー科目の比率が高い。また、多人数が受講する基盤科目では、学習効率を上げるために同じ科目名で複数クラス開講されるもの（「生物学」、「化学」、「物理学」、「遺伝学」）がある。さらに、反転授業を取り入れている科目（「基礎水理学」、「生物統計学」）もあり、学部FD活動の一環として授業公開されている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行われている。

授業時間外の学習時間を担保するために、各学部、学科等の履修細則において履修登録単位数の上限（1学期24～40単位）を定め、履修の手引きで学生に周知を図り、単位の实質化に努めている。

平成26年度後期に実施した「学生による授業評価アンケート」の結果によれば、ほとんど予習・復習を行わない学生の比率が26.9%であり、1回の授業に対する予習・復習時間（レポート作成のための時間等

は含まない。)が1時間未満の学生の比率が81.7%である。このことは、ほとんどの学生が単位当たり必要とされる学習時間の基準を満たしていないことを示しており、大学は、今後も引き続き単位の実質化に向けた取組を継続・開発することが必要であることを自己評価している。授業外学習時間の適切な把握と、増加を促す取組が期待される。

授業時間外学習を促進するために、平成23年度からLMS(学習管理システム)としてMoodleを導入している。LMS上では予習・復習を促すための教材掲載や小テストの実施、学生同士のディスカッションが行われている。Moodleの登録学生数、授業コース数ともに年々増加しているものの、平成26年の時点で61人の教員と2,407人の学生が利用するに留まっている。また、LMSを使用した授業方法の工夫として、反転授業を平成25年度後期から試行的に導入し、授業時間外の学習時間や学習成果の効果検証に当たるプロジェクトを実施している。

これらのことから、予習・復習の時間が十分とはいえないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

松江キャンパスではウェブシラバス、出雲キャンパスでは冊子体シラバスが作成されている。

全学共通科目のシラバス記載項目は、授業形態、授業の目的、達成目標、授業計画、授業の進め方、授業キーワード、テキスト、参考文献、資料等、成績評価の方法、履修上の指導、オフィスアワー、その他である。

シラバスの作成に当たっては、次年度のシラバス登録開始前に「学生の学びの質を高めるために—シラバスから始まる授業改善—」を全教員に配布し、シラバスの各項目についてどのような記述をすべきか、ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)の観点から指導を行っている。

全学共通教育においては、基礎科目の英語、初修外国語、情報科学、健康スポーツ等科目名が同一の授業については、授業計画・シラバス記載事項も同一となるよう調整が図られているほか、教養育成科目の授業については平成24年度から全学共通教育管理委員会において全科目のシラバスチェックを実施し、改善点を担当教員にフィードバックしながらシラバスの内容充実に努めており、年々改善が見られている。専門科目についても、多くの学部でシラバスチェックを行っている。

平成26年度の「学生による授業評価アンケート」の結果、設問「授業の選択にあたってシラバスの記述が参考になったか」に対して、「強くそう思う」、「そう思う」又は「少しそう思う」と回答した学生の割合は73.2%である。また、設問「科目の達成目標をクリア出来たか」に対して、「強くそう思う」、「そう思う」又は「少しそう思う」と回答した学生の割合は78.3%である。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

基礎学力不足の学生への配慮及び正課授業の履修・単位修得の支援のため、正課ピアサポート・プログラムを全学で実施している。ピアサポート活動の範囲としては、授業の履修相談、学習室における学習相談、チュートリアル教育、附属図書館における学生利用サポート等幅広く、先輩・後輩学生の教え合い・学び合いの場を授業時間外・教室外でも構築している。

また、入試実施時期が早い推薦入試やAO入試の合格者に対しては、学部や学科・コースごとに入学前指導を実施し、入学までに基礎学力の向上や学習習慣・意欲の持続を図るとともに、入学後の補完教育の組み立てや学生指導に役立てられている。

生物資源科学部生物科学科及び農林生産学科（農業生産学教育コース）では推薦入学予定者に対し、地域環境科学科では編入学予定者に対し、それぞれ課題を提示してレポートを提出させ、個別指導等を行っている。

総合理工学部では、推薦入試Ⅰ・推薦入試Ⅱ・AO入試（地球資源環境学科及び理工特別コース）による合格者に対して入学前指導を行うとともに、入学後には高等学校までの基礎学力不足を補うため、数学・物理・化学・英語の補完教育を全学プログラムとして実施している。また、数学・物理のプレースメントテストを4月に実施し、補完教育への参加を促している。さらに、基礎的数学科目の単位修得を目的とした補習教育「MathCom」を開講し、担当教員とTAによる指導の下で、学生が数学の課題に取り組んでいる。これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

「大学全体としての抽象的なものではなく、各学部において養成しようとする具体的な人材像や学生に修得させるべき能力等を明確にする」との考えに基づいて、学部ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が定められている。法文学部の学位授与方針は、知識・理解、思考・判断、関心・意欲・態度、技能・表現の4分野に分けられ、学科ごとに示されている。教育学部の学位授与方針は学習到達目標（ラーニング・アウトカム）とともに卒業認定・学位授与に関する方針として記されている。医学部の学位授与方針は国家試験である医師国家試験、看護師及び保健師国家試験を受験できる条件として定められている。総合理工学部の学位授与方針は、卒業までに身に付けることが求められる知識・能力として定められている。生物資源科学部では在学中に獲得することが求められる能力として整理されている。

総合理工学部の学位授与方針を例示する。

「本学部では、卒業までに以下の知識・能力を身に付けることを求めています。

1. 豊かな教養や倫理観を持ち、人類社会や地球環境とのかかわりについて総合的に考え、判断できる能力
2. 変革する社会の中で自立して活動できる判断力、コミュニケーション能力、国際的視野
3. 理工学の専門分野に関する基礎力及び応用力を持ち、理工融合的、総合的視野から創造力を発揮できる能力」

これらのことから、学位授与方針は、各学部において明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

試験等の成績評価は、学則において、「学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。」と定め、その基準については、成績の評価に関する取扱要項において規定している。成績評価は100点満点法で行い、成績を秀(90～100点)、優(80～89点)、良(70～79点)、可(60～69点)、不可(59点以下)の5段階に区分し、秀、優、良及び可を合格として単位を認定している。これら成績評価の区分及び単位の認定基準については、各学部の履修の手引きに記され、学生に周知を図っている。授業評価アンケートにおける設問「シラバスにある成績評価の方法と基準が明確であったか」に対する肯定的な回答の割合は平成26年度後期の調査において、方法、基準ともに90%を超えており、平成22年度から顕著に増加している。

また、各授業における成績評価の方法及び基準については、授業担当者がシラバスに明記し、初回授業時に評価基準を説明するなどしている。成績評価方法については、期末試験やレポート、プレゼンテーション、ルーブリック評価等を用い、授業の達成目標に対する学生の達成度を適切に測定できる措置を講じるよう、教員向けの文書等で促すとともに、FD研修会等においても採り上げている。

さらに、平成26年度からは、教育質保証委員会において各授業科目の成績分布を確認し、受講生の成績分布が極端(すべて秀か優、可以下のみ、未修が半数以上のいずれか)である科目については、担当教員にその理由を回答するよう求めることとし、適正な成績評価がなされるよう全学的な点検を実施している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の客観性、厳格性を担保するために、シラバスによる評価基準・方法の明示、同一名称科目における成績評価基準の標準化(外国語、情報科学、健康スポーツ)や標準テスト(TOEIC)の導入、学生による成績評価への不服申立て制度等の措置を講じている。

シラバス記載の成績評価基準については、達成目標に対する達成度評価とするよう文書で指導するとともに、全学共通教育・教養育成科目についてはシラバスの点検、新規開講科目の審査において、達成目標と成績評価方法の対応を確認し、不十分である場合(達成度評価となっていない場合等)には改善指導を行うなど、組織的な対応を実施している。

全学共通教育の基礎科目においては、成績評価基準を標準化し、同一科目の成績評価が同一の基準と方法で実施されるよう調整を図っている。

なお、成績評価の客観性や厳格性を担保する手段として用いられるGPA(Grade Point Average)制度の導入については、それに基づく進級判定等は一律には行っていないが、授業料免除対象者の決定や、学習支援の実施及び支援プログラムの改善等において活用している。

学生による成績評価への不服申立て制度が成績評価に関する取扱要項に定められている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業については、学則に定める修業年限以上在学し、かつ、学部所定の教育課程を修了した者は、教授会の議を経て、学長が認定する旨を定めている。

卒業認定基準は、各学部規則に規定され、履修の手引きに明記されており、オリエンテーションや窓口等での学生相談の場で説明され、周知が図られている。各学部においては、基準に基づいて卒業判定が行われている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院学則において、教育課程の編成方針として、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する」、「専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮する」ことを規定している。

各研究科、専攻・コースの教育課程の編成・実施方針は、履修の手引きに掲載されている。

教育学研究科の教育課程の編成・実施方針を例示する。

「(1)「専攻共通科目」では、高度な専門性に立脚しながら学校教育の具体的・実践的課題を追求する教育実践・研究力の養成を図ります。

(2)「専門科目」では、「理論と実践の融合」の観点から、教科や教職に関する高度な専門的知識と新たな学びを展開できる実践的指導力の養成を図ります。

(3)「課題研究」では、学生一人一人の個性や問題意識に沿いながら課題探求力及び学究的態度の養成を図ります。

(4)「学校教育実践研究（教育実習）」では、授業研究力を中心とする学校教育研究力及び総合的な人間力の養成を図ります。

(5) 現職教員を対象とした「1年短期履修コース」では、上記(1)～(3)の力を養いつつ、優れたスクールリーダーとしての力量の養成を図ります。」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

各研究科・専攻では、それぞれの理念、目的、使命に基づいて、教育課程が体系的に編成されている。

例えば、生物資源科学研究科は3つの専攻に分かれているが、生物資源科学の学位にふさわしい能力・学習成果の指標を定め、「生物資源科学論」や「MOT特論」等研究科共通の教育課程を構築することで、学位に対応した教育課程の内容・水準を担保している。また、総合理工学研究科では、教育課程の編成・実施方針に従って設置された専攻共通科目（英語教育科目、高度基礎科目、技術者教育科目）、必修科目（特別研究、セミナー）、高度専門科目と学位別の学位授与方針との対応を整理し、学位別に教育課程の体系的性を確保している。

専門職学位課程を除く大学院課程において授与される学位には、専攻分野に応じて法学、経済学、社会科学、言語文化、教育学、医学、医科学、看護学、総合理工学、理学、工学、生物資源科学、学術の名称を付記している。また、専門職学位課程の修了生には、法務博士（専門職）の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各研究科では、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮した教育課程の編成を実施している。以下にいくつかを例示する。

教育学研究科では、大学院での教育実習である「学校教育実践研究」及びその事前・事中・事後指導科目として「〇〇課題研究Ⅰ」を開講して、学校教育研究力のパラダイムを習得させるとともに、地域の教育現場を支援するという社会的使命を果たすことも目指している。

医学系研究科では、博士課程、修士課程の各コースにおいて、平成24年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択された事業「ICT (Information and Communication Technology) と人で繋ぐがん医療維新プラン」において「地域がん専門医育成コース」、平成25年度文部科学省「未来医療研究人材養成拠点形成事業」に採択された事業「地方と都会の大学連携ライフイノベーション」において「総合診療医指導者育成コース」並びに医科学専攻修士課程に「地域包括ケア人材養成コース (医療経営重点)」を設置し、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮し、それらを教育課程の編成及び授業科目の内容に反映させている。

生物資源科学研究科では、「MOT特論」や「科学英語」、「六次産業化特論」等、多様なニーズや社会の要請に対応した科目を用意している。また、医学系研究科及び総合理工学研究科と協働して「医療のための光工学の基礎」、「機能性物質・食品の応用の基礎」を開講している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科・専攻において、講義、演習、実験、実習が分野の特性に応じてバランスよく配置され、大学院学生の能動的な学習を中心に指導が行われている。

人文科学研究科では、受講者が少数であることから、教員との密なコミュニケーションによって最新の研究動向を伝えられるような体制となっている。また、大学院学生による自主的なインタビュー調査等、フィールドを活かした研究指導が行われている。

医学系研究科博士課程では、学生のニーズに応じた科目選択が可能な教育課程の編成を基本方針としている。特に、職業を有する社会人学生への修学上の配慮として、仕事の都合で出席できなかった学生に対しては、授業を録画したDVDの視聴と課題提出による履修も一部実施している。

総合理工学研究科では、「実践教育プロジェクト (物・材)」において、PBL型授業を実施し、高度技術者人材として必要な実践的能力を、地域企業との連携により育成している。

生物資源科学研究科では、各専攻とも実験・実習・演習・セミナー科目の比率が高く、実践的に学ぶことができる教育課程となっている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授

業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行われている。

各研究科における単位の実質化・学習時間の確保は、各授業のシラバスによって計画されるとともに、大学院学生の自発的な研究活動、教員との密なコミュニケーションを伴うゼミ形式等の授業形態によって実現されている。

大学院学生を対象とした学習時間数の実態調査等は行われておらず、実態把握等の一層の取組が望まれるものの、基本的に少人数教育が行われており、各研究科において、単位の実質化に向けた配慮がなされている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学士課程と同様、大学院課程においても、松江キャンパスではウェブシラバス、出雲キャンパスでは冊子体シラバスが作成されている。

シラバス記載項目は、授業形態、授業の目的、達成目標、授業計画、授業の進め方、授業キーワード、テキスト、参考文献、資料等、成績評価の方法、履修上の指導、オフィスアワー、その他である。

学士課程同様、シラバス登録開始前に「学生の学びの質を高めるために—シラバスから始まる授業改善—」を全教員に配布し、シラバスの各項目についてどのような記述をすべきか、FDの観点から指導を行っている。

ただし、大学院学生のシラバス活用状況については調査を行っておらず、現状を把握できていない。

シラバスの記載内容を研究科として点検する取組は、全研究科で行われているわけではないが、教育学研究科では、「プロファイルシート・ワークブック検討会指針並びにシラバス執筆指針」が示され、講座・専攻別に教育課程が検討されるとともに、シラバス点検を行った上で、新年度の各授業のシラバスが執筆されている。

また、生物資源科学研究科では、研究科学務委員会が主導して、シラバスチェックを行い、未記入部分を埋めるよう各教員に依頼している。また、英語表記については外国語教育センターの教員によるネイティブチェックを受けている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

社会人学生等で夜間に授業の開講を希望する者や、教育上特別の必要があると認められる者に便宜を図るために、大学院設置基準第14条による教育方法の特例を適用し、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うなどの対策を講じている。

また、やむを得ない事情により標準履修年限を超えて履修することが必要な学生には、長期履修を可能にして、履修が計画的に行われるよう指導する制度を設けている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

大学院学則において、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、学生ごとに指導教員1人を定めると規定している。

人文社会科学研究科では、教育の水準を保つため、教員の資格再審査制度を導入し、担当教員が大学院で指導するにふさわしいかを6年に一度チェックしている。また、指導教員の指導の下で修士論文研究計画書が提出されている。

生物資源科学研究科では、主指導教員・副指導教員の2人体制により研究指導を行い、学生からは入学時に研究計画の提出と Semester ごとのプログレスレポートの提出を求め、指導教員からは研究指導計画書の手交を行っている。また、修士1年次の終了までに実施される中間発表会において研究の進捗状況をポスター発表し、研究科の全教員が視聴してコメントすることで、幅広い意見に触れ、その後の研究の方向性を確認する機会としている。

総合理工学研究科においては、年度初めに指導教員は担当する学生と十分に打合せを行い、学生ごとに研究指導計画を提出することを義務付けている。

なお、研究不正に対しては、大学構成員のすべてを対象とした研究活動の不正行為の防止に関する規則を制定し、不正行為の防止と、発生した場合の対応を定めている。研究倫理教育責任者（部局長）が構成員・学生を対象に定期的に研究倫理教育を実施するなど、不正防止に努めている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

学位授与方針については、研究科ごとに定められ、ウェブサイトに掲載するとともに大学院学生に配布する履修の手引きに記載されている。

総合理工学研究科の学位授与方針を例示する。

「島根大学総合理工学研究科博士前期課程では、学部教育を基に、より高度化、深化した専門知識・技術を身につけ、さらに、隣接する関連領域まで俯瞰できる広い視野を持った創造力豊かな技術者・研究者の養成を目的として教育を行う。そして、所定の単位数を修得した上で修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格し、下記の資質・能力を身につけた学生に対して修士（総合理工学）、修士（理学）または修士（工学）の学位を授与する。

1. 学部で学んだ人文・社会科学、自然科学、情報技術及び専門分野の基礎知識をもとに、融合した理学と工学における専門分野の高度化・深化した体系的な専門知識を持つ。
2. 専門分野と隣接する関連領域に関する幅広い知識と多角的な視点を持つ。
3. 日本語または英語により、論理的に思考・記述する力、プレゼンテーションを行う能力を持ち、英語文献から専門知識等を習得・理解することができ、さらに英語による基礎的なコミュニケーション

能力を有している。

4. 個々の研究・課題に対しては、上記の能力を効果的に活用して、自ら研究・課題を計画的に進め、解決に導く能力を有している。
5. 自然科学・科学技術を継続的に学び、実社会からの要請に対応できる広い視野とその意欲を持つ。また、専門分野の社会的意義を理解し、専門分野を通じて社会の発展に貢献できる。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院学則において評価区分（秀・優・良・可・不可）が定められ、成績の評価に関する取扱要項においてその基準を定めている。

各研究科の細則において、論文審査・試験の成績についての取扱が定められており、これらは履修の手引きに記載され大学院学生に配布している。さらに、各授業の成績評価基準はシラバスに記載している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の客観性・厳格性を保つため、シラバスに成績評価基準・方法を明示するとともに、全研究科において成績評価に対する不服申立て制度を設けている。学士課程と同様、大学院課程においても、シラバス記載の成績評価基準については、達成目標に対する達成度評価とするよう文書で指導している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

研究科ごとに学位論文の審査方法及び審査体制を定めている。

各研究科においては、学位論文の計画から作成までの過程で指導教員等による研究の進捗状況の確認と評価、あるいは中間報告会の開催による研究内容の評価を受ける機会を設けている。学位論文に係る評価基準は、平成 27 年 12 月の訪問調査時点では明文化されたかたちでは策定されていなかったが、平成 28 年 2 月に論文審査基準として明文化され、学内向けのウェブサイトで公開される予定である。学位論文の審査は、提出された学位論文及びこれを構成する業績等に基づき、内容の独創性や新規性等を中心に主査・副査による審査委員会で行われ、研究科委員会において修了認定が実施されている。

また、研究活動の不正行為の防止に関する規則に基づいて、各研究科において研究倫理教育を推進している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、修了認定が実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 特別副専攻プログラムの開設により、学生が所属する学士課程の専門性に加えて、幅広い分野の体系的な学習ができる。
- 成績評価を、達成目標に対する達成度評価に統一し、その内容をシラバスに記載している。
- 各授業科目の成績分布を確認し、受講生の成績分布が極端である科目については、担当教員にその理由を回答するよう求めることとし、適正な成績評価がなされるよう全学的な点検を実施している。
- 基礎学力不足の学生への配慮及び正課授業の履修・単位修得の支援のため、正課ピアサポート・プログラムを全学で実施している。
- 社会的・職業的自立のために求められる力を、身に付けさせることを目的として、就業力育成特別教育プログラム「全学で創りあげるキャリア教育の夢工房」（平成22年度に文部科学省の大学生の就業力育成支援事業に採択）を平成22年度から開設し、支援期間終了後も独自の事業として継続している。
- 地域の教育資源を再開発した学習の場を構築し、地域に貢献できる人材を供出することを目的として、平成24年度から大学間連携共同教育推進事業「大学と地域社会を結ぶ大学間連携ソーシャルラーニング」を山陰地方の高等教育機関と連携しながら実施している。
- 平成25年度文部科学省大学COC事業に採択された「課題解決型教育(PBL)による地域協創型人材養成」において、地域で学び、地域に貢献する地(知)の拠点の理念に特化した教育を行うことを目的として「COC人材育成コース」を開設し、地域課題に向き合い、様々な分野での地域活性化マネジメントを学ぶ教育課程を全学的に展開することとしている。
- 医学系研究科では、平成24年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択された事業において「地域がん専門医育成コース」、平成25年度文部科学省「未来医療研究人材養成拠点形成事業」に採択された事業において「総合診療医指導者育成コース」並びに医科学専攻修士課程に「地域包括ケア人材養成コース(医療経営重点)」を設置している。

【更なる向上が期待される点】

- 平成27年度文部科学省大学COC+事業に採択された「地域未来創造人材の育成を加速するオールしまね協働事業」において、島根県内の高等教育機関、島根県、島根県内企業やNPO等と協働し、島根県で働き暮らし地方創生の中心となる学生を育成することで、県全体の活力向上と地方創生への貢献を目指す取組を実施している。
- シラバス記載内容を点検する取組について、学部では実施されているが、大学院では実施されていない研究科もあり、全学的な取組が期待される。
- 授業外学習時間の適切な把握と、増加を促す全学的な取組が期待される。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

平成22～26年度における標準修業年限内卒業率は、法文学部では84.7～89.4%、教育学部では93.5～98.2%、医学部医学科では81.9～89.0%、医学部看護学科では95.5～100%、総合理工学部では78.0～81.0%、生物資源科学部では85.0～91.8%であり、また、「標準修業年限×1.5」年内卒業率は法文学部では96.9～98.7%、教育学部では97.7～100%、医学部医学科では99.0～100%、医学部看護学科では100%、総合理工学部では95.4～98.6%、生物資源科学部では97.3～98.6%である。大学院課程については、標準修業年限内修了率は人文社会科学研究科では66.9～100%、教育学研究科では69.2～100%、医学系研究科修士課程では73.1～84.6%、総合理工学研究科（博士前期課程）では91.2～96.1%、生物資源科学研究科では88.5～96.1%、医学系研究科（博士課程）では57.1～100%、総合理工学研究科（博士後期課程）では20.0～57.1%、法務研究科では0.0～50.0%であり、また、「標準修業年限×1.5」年内修了率は人文社会科学研究科では100%、教育学研究科では100%、医学系研究科（修士課程）では92.0～95.8%、総合理工学研究科（博士前期課程）では100%、生物資源科学研究科では96.2～100%、医学系研究科（博士課程）では100%、総合理工学研究科博士後期課程では90.0～100%、法務研究科では71.4～100%である。

平成22～26年度における単位修得率（単位修得者数／履修登録者数）は、学士課程全体で79.0～80.4%である。

教育学部における平成26年度の教育職員免許取得者が延べ426人であり、卒業生数が156人であることから多くの学生が複数免許を取得していることが分かる。教育学部以外の教育職員免許取得状況は、法文学部が66人、総合理工学部が111人、生物資源科学部が32人である。

平成26年度の国家試験合格率は、医師96.5%、看護師100%、保健師100%である。

大学院においては、教員だけでなく学部学生・大学院学生に対しても開かれた論文発表会を開催するなど、審査過程を透明化する方策を講じて学位の水準維持・向上に努めている。

総合理工学研究科（博士後期課程）では、課程博士の学位授与に当たっては、予備審査を含めると約1年半をかけて博士論文の審査を行うなど、水準の向上に努めている結果として、国際会議・学会等で毎年複数件が表彰を受けている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学習成果に関する学生からの意見聴取の方法として、「学生による授業評価アンケート」、「卒業生・修

了生調査」及び4年に1回の「学生生活満足度調査」を実施している。

授業評価アンケートは、卒業研究・集中講義・教育実習・医学部医学科の専門教育を除く授業科目を対象としており、匿名方式で、学生自身が7段階評定式（7が最高値）及び自由記述式を中心とした項目に答える方式で実施している。授業評価アンケートの集計結果のうち「総合的に判断して、この授業に満足している」は平成23年度前期の5.24から平成26年度後期の5.47へ、「シラバスにある科目の達成目標をクリアできた」は平成23年度前期の4.88から平成26年度後期の5.32へ上昇している。

卒業生・修了生調査は、卒業・修了の時点で教育について振り返り、評価するものとして実施している。その結果のうち「教員の教授（指導）方法」に対する満足度の平均値は、4段階評定式調査（4が最高値）で平成26年3月学部卒業生が3.15、大学院修了生が3.25である。

また、平成26年度に実施した学生生活満足度調査において「全体として本学の教育内容や教育方法に満足している」に対する満足度の平均値は、4段階評定調査（4が最高値）で学部学生が2.92、大学院学生が3.11である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成22～26年度の就職希望者の就職率は、学士課程全体で92.3～96.5%であり、学部別に見ても85.1～100%と高い水準を維持している。就職先は、法文学部では公務員、金融関係、商業、教育学部では教員、公務員、総合理工学部では製造業、教員、情報通信業、生物資源科学部では商業、製造業、公務員が多い。修士課程については、平成22～26年度の就職希望者の就職率は、全体で90.8～97.6%であり、研究科別に見ると66.7～100%である。

平成22～26年度の大学院への進学率は、法文学部が6.8～10.4%、教育学部が5.8～17.5%、医学部が1.8～4.1%、総合理工学部が35.7～42.2%、生物資源科学部が24.3～35.4%と、学部による差異が大きい。

平成22～26年度における県内就職率は全体で26.0～30.7%、県内出身者の県内就職率は67.5～73.6%であり、地域課題の解決に向けた社会貢献活動の推進を大学憲章に掲げる大学として、地域への人材提供の役割を果たしている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成24年度の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」（島根大学を幹事校とする18大学・短期大学のグループによる取組）の中で、中国経済連合会の協力を得て平成25年度に「中国・四国地域における就業能力形成に関するアンケート」を実施し、359社からの回答を得ている。同時に実施された大学及び学生向けアンケート結果とともに分析した結果、企業は新卒者（学生）に対して「知識・技能」より「社会規範」や「就業姿勢」等社会人としての基礎力を重視しているのに対して、大学は「知識・技能」を重視しており、互いにミスマッチが生じていることが明らかになっている。

平成26年度には、山陰地域の企業を対象にした大学独自のアンケートを実施し、91社から回答を得ている。そのうちの77社には卒業（修了）生が就職しており、その卒業（修了）生の能力や態度について評価を求めた結果、5段階評価で3.16～4.31と、全体的に高い評価を得ていることが分かり、中でも、「基本的なマナー、礼儀、態度を身に付けている」が4.31、「何事にもやる気、意欲を持って取り組もうとする」が4.09等の項目の評価が特に高いことを確認している。自由記述の回答の中でも「不得手を得手にし

島根大学

ようと努力している」、「他大学の卒業生に比べて、対人援助の基本的な態度はとてもよく身に付いている」等、企業が新卒者に期待する能力や態度を備えていると評価されている。

一部の部局では、ホームカミングデーや後援会総会等の機会に卒業（修了）生からの意見聴取を行っているものの、体系的な取組とはなっておらず、卒業・修了後一定期間を経た卒業生・修了生に対して、在学中の学習成果について全学的な意見聴取を行い、その結果に基づく検証等の取組が必要である。

これらのことから、卒業生・修了生に対する全学的な意見聴取は行われていないものの、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 地域課題の解決に向けた社会貢献活動の推進を大学憲章に掲げる大学として、地域への人材提供の役割を果たしている。

【改善を要する点】

- 全学的には、卒業後一定期間が経過した卒業生に対する継続的なアンケートや意見聴取を行っていない。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

松江キャンパス、出雲キャンパスの2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は松江キャンパスが170,650㎡、出雲キャンパスが212,400㎡である。また、各キャンパスの校舎等の施設面積は、計137,228㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

校舎には、講義室、研究室、実験室、自習室、演習室等を中心に教育研究活動に必要な施設を整備している。

平成24年度に各部局の教員が中心となってスペース活用状況を調査するスペース活用相互調査を実施し、平成25年度に調査結果を踏まえた改善計画を策定、平成26年度に改善状況の確認を行うなど、施設の有効活用に努めている。

さらに、長期的なビジョンとして目指すべきキャンパスの方向性を示したキャンパスマスタープランを策定している。

建物の耐震化は、松江、出雲両キャンパスとも耐震改修促進法の対象建物はすべて耐震改修が終了している。また、バリアフリー化も計画的、段階的に実施している。

安全・防犯面については、大学構内入口には防犯カメラを設けているほか、主要建物入口には、入退館システムを導入し、セキュリティの強化を図っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

教育研究活動を支援するため、情報システムの整備を総合情報処理センターが行っている。情報システムは、教育用端末及びプリントシステム、ネットワークストレージシステム、電子メールシステム等の各種サーバ群で構成している。

教育用端末については、松江キャンパスでは総合情報処理センター学生実習室及び各学部分室等に292台、出雲キャンパスでは、情報科学演習室、チュートリアル室に134台配置し、学生が授業時間以外にも利用できるよう開放している。また、学生がキャンパス内で個人のパソコンを使用して学内情報ネットワーク及びインターネット上のサービスを利用できるよう、両キャンパスともに無線LAN及び情報コンセントを整備している。

情報セキュリティポリシーを定め、最高情報セキュリティ責任者を置き、これを補佐する全学情報セキュ

リテイ管理者に総合情報処理センター長を充て、全学のマネジメント体制を構築している。

松江・出雲両キャンパスの教育研究交流の促進を図るため、遠隔講義システムを活用した授業等を実施している。また、危機管理情報及び休講・補講をはじめとする学務・学生支援関係の重要情報を、学内向けウェブサイトを通じて学生に提供する大学情報提供システムを構築している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、松江キャンパスの本館と出雲キャンパスの医学図書館から成り、図書・雑誌、電子ジャーナル及びデータベース等の学術情報を整備している。電子ジャーナル及びデータベースについては、「学術情報基盤整備計画の基本方針（3カ年）」に沿って収集すべき資料を検討し、附属図書館運営会議の審議を経て系統的に整備している。

平成27年5月1日現在、928,240冊の蔵書、15,329種類の雑誌及び14,029タイトルの電子ジャーナルが閲覧可能である。本館は延床面積6,826㎡、総座席数560、医学図書館は延床面積1,819㎡、総座席数267である。平成26年度の入館者数は、本館が延べ312,042人、医学図書館が延べ197,193人である。

図書館所蔵の貴重資料のほか、学外の個人や機関が所蔵する資料について許諾を得て電子化し、ウェブサイトで見られるデジタルアーカイブ・システムを構築している。また、全国の大学に呼びかけ、遺跡の発掘調査報告書を電子化してインターネット上に公開する全国遺跡資料リポジトリの事務局として、事業を実施している。

学生用の図書の選書については、総合的な学習、教養を養うための基本資料の収集、教育・研究を支える新刊書の充実、新しい分野や個性的な研究のための特色ある資料の重点収集を基本的な方針とした学生用図書選書方針及び選書基準を定めている。

本館は、平成25年4月に耐震改修・機能改善の工事を行い、交流・学習・研究の各ゾーンの特性に応じた機能の配置、アクティブ・ラーニングへの対応、資料の再配置によるアクセスの改善等が実現している。交流ゾーンには、プロジェクターや壁面ホワイトボード等が使えるラーニングコモンズ（80席）とグループ学習室（2室）が設けられている。

島根県立大学、松江工業高等専門学校、島根県立図書館、松江市立図書館及び出雲市立図書館をはじめとする県内図書館と連携して蔵書横断検索及び相互貸借システムを確立しており、本館又は医学図書館の窓口を通じて各図書館から所蔵図書等を借り受けることができる。

開館時間は、本館が平日8時30分から21時30分（授業のない期間は9時から17時）、土日祝日10時から17時30分（授業のない期間は休館）、医学図書館が平日9時から20時（授業のない期間は9時から17時）、土日祝日10時から16時（授業のない期間は休館）である。なお、医学図書館については、学内者は開館時間外特別利用が可能である。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生が利用できる自主的学習環境としては、附属図書館、総合情報処理センター等の全学施設のほか、各学部・研究科の研究室棟に研究室、実習室、学習室、自習室等を整備している。

松江キャンパスでは、外国語教育センター・ワークステーションを設け、図書、マルチメディア教材、コンピューターを利用して外国語の自主学習ができる環境を整備し、学生に活用されている。センターのウェブサイトには「外国語教育センター・ワークステーションは、外国語教育センタースタッフ一同が、授業外で学生をサポートしていく場です。くつろいだ自由な空間の中で、各授業に関する日常的な学習相談や外国語学習の方法、留学などについて幅広くアドバイスを行っています。外国語学習に関する基本図書やマルチメディア教材もそろっています。また、LAN接続したパソコン機器も利用できます。自学自習の場としてもご活用ください。」と書かれている。

出雲キャンパスでは、図書館を24時間開放、24のチュートリアル室を24時まで開放しているほか、講義棟に3つのワークステーション、看護学科棟に3つの学生用演習室を設けて、それぞれ24時まで開放している。また、定期試験期間中や国家試験前は、講義室を自習室として開放し、24時まで冷暖房を稼働している。その他、医学科5、6年次生には医師国家試験対策として、各研究室の空き部屋を個々に提供している。

平成26年度には、これらの自主的学習環境について、「自学・自習スペース、学習サポート体制に関する学生アンケート調査」を実施し、約60%が現状に満足している一方で、残りの40%からはスペースの拡充（場所、時間）や冷暖房の充実等の要望があり、今後検討する必要があることが確認されている。

これらのことから、スペースの拡充等、今後検討を要する事項があるものの、自主的学習環境が整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生に対し全学オリエンテーションを実施し、単位制度に基づく大学の教育制度、授業を受講する上での留意事項等について説明している。各学部オリエンテーションでは、履修の手引、授業科目一覧、新入生用シラバス等を用いて具体的な履修手続き、教員免許等資格取得方法等についてガイダンスを行い、学科別オリエンテーションにおいて履修モデルを提示して系統的な履修・学習計画を立てられるよう指導している。

より幅広い学際的な学習を希望する学生に対して、「学びのセルフプロデュース」と総称される特別副専攻プログラム等を提供しており、学部オリエンテーションでの説明を行っているほか、プログラムごとの説明会や、学務課窓口での履修相談対応を実施している。

平成26年度に実施した学生満足度調査において、「授業履修のためのガイダンスが適切に行われているか」という設問に対して、72%の学生が「強くそう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答している。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学習支援に関する学生のニーズを把握するため、4年に1回学生生活満足度調査を実施し、その結果を踏まえた改善を行っている。また、新入生全員を対象として入学直後に行う入学時調査によって、高等学校までの学習経験や大学での学習ニーズを把握し、分析結果を初年次教育プログラム等の実施に活用している。

学士課程の全科目について、授業及び学習内容等に関する問い合わせやサポートを行うオフィスアワー

を設け、シラバス等に掲載し学生への周知に努めている。

全学生に対して指導教員を配置し、学習支援を含め学生生活全般にわたる指導・助言を行っている。また、指導教員と保護者との面談を年1回実施している。

平成25年度の文部科学省特別経費事業に「WILL BE システムによる主体的学修の支援—フィードバック型教学 I R の確立を目指して—」が採択され、平成26年度には、学生自身が自らの学習特性を把握する機会の提供、多様な学生ニーズと教育プログラムとの適切なマッチング及び学習支援の主体的な選択・活用を促す基盤として、教学 I R 機能を拡張し、学生自身が学習プランを構築するためのフィードバック機能や直接学習を支援する機能を備えた学修予測モデル「WILL BE」のシステムを開発している。

総合理工学部新入生には入学直後に数学・物理の基礎学力を調査するプレースメントテストを実施し、学習支援を必要とする学生の早期発見に努めている。また、重要かつ基礎的な科目について大学院学生のメンターを配置し、授業時間以外に学習室において個別に指導を行う体制を採っている。実験等の授業科目においては、授業がスムーズに実施できるよう TA を配置し、教育補助業務に当たらせている。

特別な支援を行うことが必要な学生への学習支援としては、松江キャンパスにおいて、平成25年度に学生支援センターを設置し専任教員を1人配置している。学生支援センターにおいては、学生生活に係る相談・指導及び助言を行う学生生活支援部門及び障害のある学生からの修学相談等に応える個別支援部門等を置き、専任教員を中心に特別な支援が必要な学生のニーズに応じた、生活面を含めた包括的な学習支援が可能な体制を整備している。同じく、平成25年度に「障がいのある学生の修学支援に関する要項」を改正し、障害のある学生の支援計画の策定や必要な事項を全学的に審議するため障がい学生修学支援委員会を設置し、障害のある学生の要望・ニーズに即した支援を全学体制で行っている。

平成 26 年度から教学 I R 基盤システムにより学生の授業出席状況を把握し、欠席が続く学生には指導教員やカウンセラーが面談を行い、学習相談・履修指導を通じて不登校等の予防に努めており、特別な支援が必要な学生の早期発見の契機としている。

留学生に対しては、外国人留学生支援チューター実施要領を定め、留学生の修学・生活支援、課外活動支援、国際交流と異文化理解を推進する施設である松江市国際交流会館の運営補助等を行っている。平成26年度は延べ67人の留学生がこの制度による支援を受けている。また、日本語能力の低い学生に対して補講を実施しているほか、日本語能力試験対策クラスを開講するなどの支援を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の部活動のための施設として課外活動共用施設があり、松江キャンパスには体育系サークル 13 団体、文科系サークル 30 団体が、出雲キャンパスには体育系サークル 24 団体、文科系サークル 25 団体が活動の拠点として使用している。また、両キャンパスとも陸上競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、弓道場等の体育施設を有し、学生が部活動を円滑に行うことができるよう整備している。また、学生が課外活動を行うために使用するビデオカメラ、パソコン等の機器類、机・椅子等の什器類や各種運動用具類については、学生自身が物品貸出予約システムを操作することにより、予約を簡単に行うことができる環境を整えている。

中期目標において「課外活動を充実させ社会人としての基礎力を高めること」を掲げ、平成 23 年度か

ら「学生の自主的活動プロジェクト」を実施している。この事業は、学生の自主性、コミュニケーション能力、創造性等を高めることを目的として、学生の自由な発想で自らが企画・実施するプロジェクトに対して最高20万円を支援するものである。平成26年度には15件のプロジェクトを採択している。この採択プロジェクトの中には、マニフェスト大賞審査委員会主催「第8回マニフェスト大賞」で最優秀マニフェスト賞を受賞したもの、中国地域ニュービジネス協議会主催「魅力発信グランプリ2013」、「魅力発信グランプリ2014」で最優秀賞を受賞したもの等、社会的にも高い評価を得たものや、活動内容が報道機関に取り上げられたものもある。

また、学生が地域主催の各種イベントに協力するなどの地域貢献活動を行う際、活動に必要な物品の貸与、地域との連絡調整、各種情報提供等の支援をしている。特に松江市の伝統行事である「松江藝行列」への参加は、地元から高い評価を得ているだけでなく、学生自身も松江の伝統文化に直接触れることにより、地元の人々の藝行列に向き合う姿勢・熱意を通じて、古くからの伝統行事を維持し伝承することの重要性や難しさを体感することができるなどの教育的効果をもたらしている。

さらに、島根県警察及び島根県社会福祉協議会との包括的連携・協力に関する協定の締結により、学生が組織的に活動する防犯ボランティア、サイバー犯罪防止ボランティアや東日本大震災復興支援ボランティア等の活動を円滑に行うことができる環境を整えている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

4年に1回学生生活満足度調査を実施している。日常的には、学生支援センター、保健管理センター、キャリアセンター、国際交流センターのほか、学長が直接学生と対話するランチミーティング、オフィスアワーなどにおいて学生のニーズを把握している。

毎年新入生全員に対して『新入生へのメッセージ』を配布し、交通安全のルールと事故を起こした際の対応、感染症予防と感染した場合の対策、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用する上での安全対策、悪徳商法や各種ハラスメントへの対応、飲酒・喫煙・麻薬等薬物の危険性等、様々な事柄についてわかりやすく意識喚起を図っている。

相談体制としては、学生支援センターを設置しているほか、保健管理センターにおいては、心理面での不安を抱えている学生への支援を充実させるため、両キャンパスに医師3人、臨床心理士6人（常勤2人、非常勤4人）、保健師2人、臨床検査技師1人を配置し、指導教員と相談しながら健康相談及び心理相談に応じている。松江キャンパスでは、新入生全員に対し医師とカウンセラーによる個別面接調査を行い、精神疾患等の早期発見に努めている。

就職等進路に関しては、キャリアセンターを中心に各学部と連携して、キャリア教育や就職相談を実施している。就職相談の体制に関しては、平成23年度からハローワークやジョブカフェ等の外部機関からキャリアカウンセラーを招き、1日に3人の体制で年間1,980件（平成25年度）の相談に応じている。また、平成25年度からは学部学生のみならず大学院学生を対象としたキャリア・就職ガイダンスを実施している。

さらに、法文学部、総合理工学部、生物資源科学部においては学業成績、生活、就職、進学等について、指導教員と保護者との個別面談を実施している。

各種ハラスメントに関しては、ハラスメントの防止に関する規程を制定し、全学的な組織としてハラス

メント対策委員会、ハラスメント防止委員会を設置している。相談員をウェブサイトに掲載して周知を図るほか、ハラスメントに関するパンフレットの配布を行っている。

障害のある学生への生活支援として、学生支援センター、保健管理センターの専任教員やカウンセラーが、支援を必要とする学生と個別に面談し、指導教員との連携を図りながら、要望や相談に応じた生活支援を行っている。

留学生に対して、外国人留学生支援チューター制度による生活支援のほか、留学生対象のオリエンテーションを年2回実施している。また、就職支援として、中国地区国立5大学等と連携し留学生へのキャリアコンサルティングを実施している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構等の奨学金については、平成26年度は、学部学生が2,691人(第1種1,181人、第2種1,510人)、大学院学生が230人(第1種201人、第2種29人)利用している。このほか、地方公共団体・民間団体奨学金、医学生地域医療奨学金、大学独自の利子補給型の島根大学授業料奨学融資制度、大学院学生に対する学会発表等に係る奨学金支給制度、キャンパス間連携プログラム奨学金支給制度等がある。

減免制度については、経済的理由による授業料・入学料の免除制度のほか、学長が特に学業等が優秀と認められた者に対する授業料免除制度を導入している。

また、大学院学生に対し、入学手続き前入学料免除・授業料免除内定制度を平成27年度入学者から導入している。

さらに、平成26年度より、授業料免除適格者の学部学生を対象として、大学の業務に補助的に従事させる「学内ワークスタディ」を実施することによって、学生の職業意識・職業観を涵養するとともに、経済的事情を抱える学生に対する一層の支援を行うことを目的とした制度を導入し、延べ1,072人の学生が従事している。

留学生に対する奨学金については、島根大学留学生後援会、島根国際交流センターとの連携を図り受給枠の確保に努めるとともに、留学生受入支援基金制度を整備し、地域の企業等から基金の募集を行い、平成26年度には4人の留学生や外国人研究者に活用している。

松江キャンパスに学生寮を3棟設置しており、平成26年度には308人(うち37人が留学生)が利用している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 松江キャンパスでは、外国語教育センター・ワークステーションを設け、図書、マルチメディア教材、コンピューターを利用して外国語の自主学習ができる環境を整備し、学生に活用されている。
- 大学の業務に補助的に従事させる「学内ワークスタディ」を実施することによって、学生の職業意識・職業観を涵養するとともに、経済的事情を抱える学生に対する一層の支援を行っている。
- 中期目標において「課外活動を充実させ社会人としての基礎力を高めること」を掲げ、「学生の自主的活動プロジェクト」やボランティア活動の支援等を実施している。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育活動の状況及び学習成果に関するデータや資料を収集・蓄積し全学で共有するための組織として、教育質保証委員会及び教学企画IR室を設置し、教育の質保証に係る活動を行っている。

学部長・研究科長及び各学部・センター等の教育責任教員が委員を務める教育質保証委員会では、全学的な教育の状況について自己点検・評価し、その結果を公表するために、毎年全学部・研究科から「教育の質保証報告書」の提出を求め、それを基にピアレビューを経て編纂された全学の質保証状況報告書である「島根大学教育の質保証評価書」を作成し、平成24年度よりウェブサイトで公表している。同評価書には教育の質を保証する上での課題及びそれに対する取組が記載され、それに基づいて、教育質保証委員会において改善状況をチェックしており、教育の質に関する全学的なPDCAサイクルの確立に努めている。

教学企画IR室では、全学生を対象とした入学時調査、基本的に全授業を対象とした授業評価アンケート、全卒業生・修了生を対象とした卒業生・修了生調査を毎年定期的実施し、日常的に収集しているほかの教学IR関連データとともに、それらの結果をデータベースシステムである「教学IR基盤システム」を用いて学内教職員に公開している。このうち、個々の授業評価アンケートに関しては、授業改善に直接役立てることを目的として、共通質問項目に加えて教員が追加項目を作成することを可能にしている。また、授業評価アンケートの結果はアンケートシステムから教員・受講学生に対して公開しているほか、教員からのコメントを学生にフィードバックする機能を活用して具体的な改善を促している。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的なかつ継続的に適切な形で活かされているか。

定期的な全学的調査として、学生による授業評価アンケートを平成16年度から毎学期実施し、全教員を対象とした授業改善に関する調査を平成24年度から隔年で実施している。授業評価アンケートは、基本的に全科目が対象であり、結果とともに教員からの改善に向けたコメントを学生にフィードバックしている。また、相互参加による授業改善に資する目的で、学生による授業評価アンケートで高い評価を得た授業を対象に、毎学期授業公開を行っている。

一方、教員対象の授業改善に関する調査が、平成27年度に実施され、学生参加型授業の実態把握や、教育改善へのインセンティブ策定に用いられている。しかし、同調査は、アンケート回収率が約20%であっ

たため、今後は回収率の向上が期待される。

このほか、学長が学生から直接意見を聞く、学長と学生の月例ランチミーティングを平成 24 年度から実施し、平成 27 年 2 月までに全学部から 221 人の学生が参加している。

教育学部、医学部医学科、総合理工学部、生物資源科学部においても独自の学生調査を行い、その結果を活用している。調査の内容は、高等学校での既習科目調査（総合理工学部）、基盤科目の内容理解度調査（生物資源科学部）、ピアサポーターの評価アンケート（医学部）、進路に関する調査（教育学部）、卒業生及び就職先企業対象アンケート（総合理工学部）等である。また、法文学部は、毎年度学生と教員の意見交換会を開催しており、学生の意見を教育課程から学習に必要な施設・設備まで、見直しや改善に活かしている。

様々な調査が行われていることは評価出来るが、個々の調査データの扱いが直接的なフィードバックレベルに留まっており、教学企画 IR 室による総合的な分析と、それに基づいた改善が望まれる。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外関係者の意見は、地元経済界からの直接の意見聴取、アンケートを通じた幅広いニーズ・評価調査、保護者との懇談会や同窓会組織を通じた関係者との意見交換等を通じて継続的に収集し、教育の改善に活かしている。

地元経済界からの意見を聞く「島根県経済団体と島根大学との懇談会」を定期的で開催し、大学の事業計画や教育・研究の動向について意見交換を行っているほか、経済団体、自治体、企業等と包括的連携協定を結び、地域が抱える課題に応える教育プログラムを開発している。経済団体等 16 機関と包括的連携協定を締結しており、平成 24 年度に開始した「大学と地域社会を結ぶ大学間連携ソーシャルラーニング」による開発科目は平成 26 年度時点で 32 科目、延べ 2,467 人の学生が受講している。

また、平成 25 年に島根県及び鳥取県の企業・団体から教育に関する意見を聴取するアンケートを実施し、253 社から回答を得ており、調査結果は「大学と地域社会を結ぶ大学間連携ソーシャルラーニング」による教育・学習プログラムにおいて、特に育成すべきジェネリックスキルの体系化に活かされている。

学生の就職先等を対象にした調査として、「中国・四国地域における就業能力形成に関するアンケート」及び「大学と企業の懇談会アンケート」を実施しており、調査結果がインターンシップへの取組、産官学連携教育プログラムの実施、アクティブ・ラーニングの導入等の改善に活かされている。

島根大学同窓会連合会による島根大学ホームカミングデーは、同時に開催される各学部同窓会企画とともに卒業生の声を聞く機会として機能している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成 21 年度に FD ポリシーを「FD とは、大学が掲げる教育理念・目標を実現すること、学生の学習効果を最大限に高めることを目的として、授業やカリキュラムの改善・質向上及び組織の整備・改革、を組織的に行う取組の総称である。その際、これまで日常的に行われている教育改善のための営み・対話を FD の本質的営為として位置付けるとともに、それらを教員と職員の協働、学生の参画を通じて実現する

ものとする。」と定め、教職員間で行われている日常的な教育改善の活動を支援しながら、全学組織や各部署でFD活動を推進している。外国語教育センターにおいて、外国語科目担当教員が、毎週1回授業の進め方等の打合せ会を実施しており、また教員自らが日々の教育活動の中で得たノウハウを、他教員に広く公開することで、教育の質を高めていこうとする取組の事例もある。

これらFD活動は教員の教育力向上を目的とし、講演型、相互研修型、相互参観型、研究プロジェクト型等、テーマに応じて様々な方法で実践している。また、平成26年度からは、大学教員として初任である教員の教育力向上を目的に、新任教員研修と授業デザインワークショップを必修とするなど、既存のFD行事をコース化し受講義務を課している。

さらに、学士課程教育の構築を目的とした特別委員会（教育改革・質保証特別委員会）や、教育の質保証を目的とした全学委員会（教育質保証委員会）等において、全学的な教育改善を推進するための学長への答申や、評価書の公表を行っている。これらは、平成25年度から全学で実施している新しい全学共通教育の構築や、教育質保証委員会での相互評価による質保証に結び付いている。

学生による授業評価アンケートにおいて、7段階評価の結果、設問「授業の内容が理解できたか」が平成21年度前期の4.84から平成26年度後期の5.34へ、「スライドや板書、配布資料等は、読みやすく整理されていたか」が4.96から5.65へと顕著に上昇している。これは、FD活動推進の結果、個々の教員の教育力が向上し、授業の改善につながったことの現れであると考えられる。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

ティーチング・アシスタントを務める大学院学生に対して、平成23年度から全学的にTA研修会を実施し、TAの業務内容や補助業務実施に当たっての心得（個人情報保護、ハラスメント防止等）についての研修を実施している。また平成26年度からはTA研修会への参加（対面での研修会に参加できない場合はe-learning受講）を義務化している。

先輩・後輩の学生同士の学び合いを中心とした修学サポートプログラム（総合理工学研究科のメンター制度、数学補習教育 MathCom）においては、メンターや補習教育TAを務める先輩学生に対して別途研修会を実施し、ピアサポートの意義や制度、業務報告の必要性やその方法等について、教員の指示に従って授業補助を行うTAとは異なる研修を実施している。

教育活動を支援する職員等を主な対象として、専門知識の深化と課題の共有化を図ることを目的として、外部有識者を招いた研修会や学生のニーズに応じた対応ができる職員を養成するための研修会等を継続的に実施している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育質保証委員会で定めた評価項目に基づいて、毎年各学部及び研究科から「教育の質保証報告書」が提出されており、それを基にピアレビューを経て編纂された「島根大学教育の質保証評価書」が公

開されている。

- 日常的に行われている教育改善のための営み・対話をFD活動の本質的営為として位置付け、全学組織や各部局でFD活動を推進している。

【更なる向上が期待される点】

- 教育改善のために行われている様々な調査の結果について、教学企画IR室による総合的な分析と、学生自身が学習プランを構築するためのフィードフォワード機能を備えた学修予測モデル「WILL BE」システムの活用が期待される。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 56,805,698 千円、流動資産 8,661,097 千円であり、資産合計 65,466,795 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 24,968,429 千円、流動負債 7,487,414 千円であり、負債合計 32,455,843 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金 1,937,430 千円及び長期借入金 16,049,635 千円の用途は、附属病院の施設・設備整備に係るものであり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 1,527,666 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

平成 24 年から計上している繰越欠損金は、附属病院開発事業に係るもので、平成 31 年度に解消する計画を立てている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 22 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 32,820,145 千円、経常収益 32,549,100 千円、経常損失 271,044 千円、当期総損失は 267,342 千円であり、貸借対照表における繰越欠損金 1,614,606 千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、各部局等が作成する事業計画を基に学長が予算案を作成し、経営協議会による審議の後、役員会の議を経て予算を決定している。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープラン及び設備マスタープランを策定し、計画的な配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、役員会、経営協議会等において審議し文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、独立性を有する監査室が内部監査規程に基づき、監査計画を策定した上で監査を実施している。

また、監事、会計監査人、監査室等との連携として意見交換会を実施している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

役員として学長、理事 6 人及び監事 2 人を置いている（理事、監事それぞれ 1 人は非常勤）。管理運営組織として、学長と理事 6 人から成る役員会を置いているほか、経営協議会、教育研究評議会を設置し、管理運営に関する重要事項を審議している。教育研究評議会は、学長、理事 5 人を含む 27 人の評議員で構成され、教学に関する重要事項を審議し、経営協議会は、学長、理事 6 人と学外有識者 8 人で構成され、経営に関する重要事項を審議している。

事務組織として、学長直属の監査室と、理事の下に5部14課を置くとともに、各学部等に事務室を設置し、288人の事務職員、90人の技術職員、12人の図書職員、15人の技能職員等を配置している。

学生、教職員の安全確保を図るとともに大学の社会的責任を果たすために、危機管理に関する規則を制定し、同規則に基づき設置している学長及び理事等で構成される危機管理対策委員会により、全学の危機管理の推進に関する事項や全学に及ぶ危機管理対策に関する事項等、危機管理に関して必要な事項を検討している。災害対応マニュアルが作成されており、災害の規模等により3段階のランクに分け、対策組織を設置することとしている。

研究不正及び公的研究費の不正防止のために、公正な研究遂行のための基本方針、公正な研究遂行のための行動規範、研究活動の不正行為の防止に関する規則、公的研究費等の不正使用の防止に関する規則を制定し、不正防止に努めている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教員については、教育研究評議会、各学部等教授会等での議論を通じて意見を把握し、事務職員については、各種委員会への委員としての参画をはじめ、事務連絡協議会等を通じて意見・ニーズを把握している。

4年に1回学生生活満足度調査を実施するとともに、毎月1回開催している学長とのランチミーティングにおいて、直接学生と対話し意見やニーズの把握に努めている。また、対話を通じて大学改革を進めていくため、学長直属の学長室付学生補佐及び市民補佐を委嘱し、大学改革に関する要望を日常的に聴取できる体制を構築している。例えば、食堂の改修に当たり、補佐を食堂改修WGに出席させ意見を聴取するなど、学生や学外者の意見やニーズの把握に取り組んでいる。

経営協議会では、幅広い分野の有識者である8人の学外委員から、会議の際に大学運営に関し意見を聴く機会を設けている。例えば、学生寮の整備に向けた計画の策定過程において出された「学生の語学能力を高める方策として、一般学生と留学生の混住及びコミュニケーション能力を養う場としての共用スペースの確保」といった意見を踏まえ、日本人学生と外国人留学生が混住する方式に変更するとともに、交流スペースを十分に確保する設計に変更した上で学生寮の改修工事を行うなど、意見を反映した大学運営を行っている。

このほか、自治体との協議や島根県経済同友会との懇談会等を通じて学外からの意見・要望等を把握している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-2③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法に基づき2人（常勤1人、非常勤1人）の監事を置き、監事監査規程に基づき会計処理状況、業務の運営・執行状況を監査している。監査は被監査部局の負担軽減を図る観点から、各々独自性を維持しながら監事監査と内部監査を合同で実施している。

監査方法は書面及び実地により行い、監査結果は、監事及び監査室長の意見を付して報告書を学長に提出しているほか、学内向け情報サイトに掲載している。

また、監事は、役員会、経営協議会及び教育研究評議会に出席し、意見を述べている。監事意見に基づく改善例として、平成22年3月12日付け監査報告書において、学外からの履修登録や授業アンケートへの回答を可能にするなど、きめ細やかな学生支援が必要である旨の意見があり、これを受けて外部からの不正アクセスに対するセキュリティ対策を強化し、学生が自宅等において学内の情報ネットワークと同じ環境を得ることができるサービスの提供を平成23年9月から開始している。また、平成26年1月14日付け監査報告書において、学生寮における状況について、防犯の観点から、建物内への外部からの侵入者を防ぐ対応策の検討を要する旨の意見があり、平成26年9月にセキュリティ確保のため、防犯カメラ及び外灯取設工事を施工している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

役員、部課長級の幹部職員については、国立大学協会が主催するマネジメントセミナー、国立大学法人等部課長研修へ毎年複数名参加させるなど、資質の向上に努めている。

一般職員については、求められる職員像を「特定分野での専門性とマネジメント能力を持ち、業務俯瞰力を兼ね備えた職員」と定め、研修受講モデルや研修内容を明確化した上で、学内外において実施される各種研修へ参加させている。

部局ごとに必要な職員の資質・スキルアップを図るため、各部局からSD研修に関する計画を提出させ、本部で取りまとめ、審査し、実施経費を配分している。

平成25年度からは資格取得チャレンジ制度を設け、一般職員が各自の職務に有用な資格等を取得するための講習会受講料、資格試験受験料等を支援している。

グローバルな視点を持った人材育成のため、国際交流担当部署の職員だけでなく、その他の部署の職員も海外協定校等へ派遣しており、事務職員の国際通用性の強化に取り組んでいる。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

「教育、研究、管理運営等の大学評価の基礎となる情報（教員個々に係るものを含む。）を収集し、組織活動を評価するとともに、大学評価情報及び評価結果の公開及び提供を行うこと」を目的として評価室を設置している。評価室は、企画・学術研究担当理事を室長とし、専任教員1人、各部局からの兼務教員6人及び事務職員4人により構成され、全学的な自己点検・評価に関わる業務を行っている。

恒常的な自己点検・評価として、中期計画に基づく年度計画の実施状況について毎年度自己点検・評価を行っている。この自己点検・評価に当たっては、大学としての年度計画の実施状況のほかに、年度計画に沿って策定した各部局の計画について部局ごとに自己点検・評価を行っている。

大学機関別認証評価については、評価室長を部会長、教育・学生支援担当副学長を副部会長、各学部及び全学センターからの兼務教員を委員として構成される認証評価専門部会を設置し、自己点検・評価を行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

平成21年度には、大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審し、「大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている」と評価されている。

法務研究科では、平成25年度に日弁連法務研究財団が実施する専門職大学院認証評価を受審し、「日弁連法務研究財団が定める法科大学院評価基準に適合している」と評価されている。

総合理工学部の一部のコースにおける教育プログラムは、JABEE（日本技術者教育認定機構）の認定を受けている。

また、国立大学法人法に基づく年度評価として、年度計画の達成状況を評価基準とする自己点検・評価を毎年度実施しており、その結果に基づき、各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書を作成し、国立大学法人評価委員会による評価を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

国立大学法人評価の結果については、役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告し、大学全体で情報を共有している。改善すべき点への対応等は、役員会及び教育研究評議会等において、取組状況の報告を受けている。また、評価結果等において指摘された課題については、取組状況について整理し、年度計画、実績報告書及び評価結果と併せて公表している。

平成21年度に受審した大学機関別認証評価の際に「改善を要する点」とされた「法文学部（3年次編入）については、入学定員超過率が高い。」については、3年次編入試験において、事前協議会で各学科の合格者数について確認を行い、それを踏まえて合否判定会議では全体で定員数を超えないよう調整している。その結果、3年次編入における定員超過率は改善されている。また、「人文社会科学研究科法経専攻の2コースにおいては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の法学関係、経済学関係を各コースに準用すると、平成21年5月1日現在における教員配置状況が必要とされる教員数を下回っている。」については、法学、経済学ともに専任教員の補充を行い、大学院設置基準上必要とされる専任教員数を満たしている。「教育学研究科教育内容開発専攻の7コースのうち6コースにおいては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「コース」に準用すると、平成21年5月1日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数を下回っている。」については、平成28年度に改組を予定しており、その際に当該専攻の教員定数基準に準拠するよう改組計画を立案している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 資格取得チャレンジ制度を設け、一般職員が各自の職務に有用な資格等を取得するための講習会受講料、資格試験受験料等を支援している。
- 重点戦略「グローバルな視点を持った人材を育成する」ために、海外協定校への教職員派遣研修を実施している。
- 評価室の下に置かれた認証評価専門部会が自己点検・評価を適切に実施し、大学として更なる改善に向けて必要な事項を把握している。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学憲章を大学ウェブサイトに掲載し、公表している。大学の目的等については、大学概要、大学案内等の各種印刷物に掲載し、教職員及び学生に配布するとともに、教職員に対しては新規採用教職員研修時に、学生に対しては入学時のオリエンテーションや各学部・各研究科のガイダンスで説明を行い、周知に努めている。

各学部・研究科の教育研究上の目的についても、学部概要等の刊行物や大学ウェブサイトに掲載し、公表している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針については、オープンキャンパス、入試説明会、推薦入試説明会等を通じて高校生や高校教諭等に説明を行い、周知に努めるとともに、大学ウェブサイトにおいて公表している。

教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、各学部・研究科のページに掲載し、履修の手引きにも記載して学内外への周知に努めている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針がおおむね適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動等の状況については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、大学ウェブサイト「教育情報の公開」に一括して掲載し、学内外に公表している。

教員の業績等については、教員情報検索システムにより公表している。特に研究活動については、各教員の研究について、学内の研究ニーズ・シーズの発掘や情報共有及び学外に向けて研究シーズを分かりやすく紹介する「研究見本市」のページを開設し、研究活動の活性化と共同研究の推進を図っている。

また、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく「教員の養成状況についての情報」については、「教育情報の公開」と並んで「教職課程における教員養成情報」が掲載されている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学内の研究ニーズ・シーズの発掘や情報共有及び学外に向けて研究シーズを分かりやすく紹介する「研究見本市」のページを開設し、研究活動の活性化と共同研究の推進を図っている。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 島根大学

(2) 所在地 島根県松江市

(3) 学部等の構成

学部：法文学部、教育学部、医学部、総合理工学部、生物資源科学部

研究科：人文社会科学研究科、教育学研究科、医学系研究科、総合理工学研究科、生物資源科学研究科、法務研究科

関連施設：教育・学生支援機構（教学企画 IR 室、教育開発センター、外国語教育センター、生涯教育推進センター、入学センター、キャリアセンター、保健管理センター、学生支援センター）、研究機構（戦略的研究推進センター、汽水域研究センター、産学連携センター、総合科学研究支援センター）、国際交流機構（国際交流センター、島根大学・寧夏大学国際共同研究所）、学術情報機構（附属図書館、総合情報処理センター、ミュージアム）、地域課題学習支援センター、山陰法実務教育研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成 27 年 5 月 1 日現在）

学生数：学部5,402人、大学院723人

専任教員数：548人

助手数：6人

2 特徴

本学は、平成15年10月、旧島根大学と旧島根医科大学の統合により新生島根大学として誕生した。旧島根大学には、汽水域、中山間地域、古代文化等、地域の特色を活かした教育と研究の蓄積があり、旧島根医科大学には、がん等の難病医療や高齢者医療を推進するなど地域の医療課題に積極的に取り組んできた歴史がある。

統合・国立大学法人化後は、知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ、地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学を目指すとともに、学生・教職員の協同のもと、学生が育ち、学生とともに育つ大学づくりを推進することを目標に掲げ、本学の目指す方向を広く内外に示している。

(1) 教育に関する特徴

本学は、学士課程、大学院課程において21世紀の教育

改革を担う学校教員、夢と使命感を持ち地域医療に貢献する医療人、専門的基礎学力と総合的視野を持ち、国際的に通用する技術者、社会の要請に応え得る豊かな教養と高い倫理観を備え、科学的探究心に富む人材育成等を重点的に推進している。また、学生が主体的な学びを通じて幅広い知識、広い視野、総合的な判断力を身につけ、人間への理解を深めるとともに豊かな世界観を育むことを目的として、①講義だけではない学びを通して自己の向上を目指す「ソーシャルラーニング（地域社会体験）プログラム」②自らのキャリアを切り開く力をつける「就業力育成特別教育プログラム」③高度な英語力を伸ばしつつ、グローバル社会で必要な資質を養成する「英語高度化プログラム」等の特色あるプログラムを展開している。

(2) 研究に関する特徴

本学は、統合前の両大学の実績を踏まえ、医と理工農、社会科学など融合分野の研究を重点的に推進し、地域に貢献できる新発想に基づく新領域の研究の推進に力を入れている。産業基盤が脆弱な地域に立地しているため、地域産業の振興・育成を重点政策としてきた自治体等と協力し、安価で簡易な先端技術を企業へ導入可能にする島根型のナノテクノロジーの開発、自然と人間が共生する循環型社会の構築のための環境技術の開発、地域産品を活用した健康食品等の開発を中心に産学連携による基礎研究を推進している。

(3) 地域貢献に関する特徴

本学は、松江市と出雲市に位置する両キャンパスを本拠とし多様な分野の教員を配置している。高等教育機関が極度に少ない島根県にとっては貴重な知の拠点となり、司法・行政・教育界・産業界へ知財を提供することによる貢献度は大きい。このことを自覚しつつ地域のさまざまな知的要求に応える体制づくりを推進するとともに、実践を通じて地域再生に向け活躍する人材を育成する取組に力点を置いている。

(4) 国際交流に関する特徴

本学は、過疎・高齢化の先進地域が抱える社会、経済、自然、文化にわたるさまざまな課題に取り組んできた。この研究実績を生かして世界的視野に立ち、アジア諸国を中心に平和な国際社会の発展と社会の進歩のために貢献する人材を育成し、特色ある地域課題に立脚した国際水準の研究を展開し、その成果を世界に発信することを目標に掲げ、学術・文化・人材の交流を推進している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学の使命、管理運営上の基本方針及び養成する人材像等の目標を示すため、「島根大学憲章」を定めている。

「島根大学憲章」

島根大学は、学術の中心として深く真理を探求し、専門の学芸を教授研究するとともに、教育・研究・医療及び社会貢献を通じて、自然と共生する豊かな社会の発展に努める。とりわけ、世界的視野を持って、平和な国際社会の発展と社会進歩のために奉仕する人材を養成することを使命とする。

この使命を実現するために、島根大学は、知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ、「地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学」を目指すとともに、学生・教職員の協同のもと、学生が育ち、学生とともに育つ大学づくりを推進する。

1. 豊かな人間性と高度な専門性を身につけた、自ら主体的に学ぶ人材の養成

島根大学は、深い教養に裏づけられた高い公共性・倫理性の涵養を教育の基礎に置き、現代社会を担う高度な専門性を身につけた人材の養成を行う。

島根大学は、学生が、山陰の豊かな自然、歴史と文化の中で、学修や関連する諸活動を通して積極的に社会に関わりながら、自ら主体的に学び、自律的人格として自己研鑽に努めるための環境を提供する。

2. 特色ある地域課題に立脚した国際的水準の研究推進

島根大学は、社会の多面的要請に応えうる多様な分野の研究を推進するとともに、分野間の融合による特色ある研究を強化し、国際的に通用する創造性豊かな研究拠点を構築する。

島根大学は、社会の要請に応え、地域課題に立脚した特色ある研究を推進する。

3. 地域問題の解決に向けた社会貢献活動の推進

島根大学は、教育・学修、研究、医療を通して学術研究の成果を広く社会に還元する。

島根大学は、市民と連携・協力して、地域社会に生起する諸課題の解決に努め、豊かな社会の発展に寄与する。

4. アジアをはじめとする諸外国との交流の推進

島根大学は、地域における国際的な拠点大学として、アジアをはじめとする国際社会に広く目を向け、価値ある情報発信と学術・文化・人材の交流を推進することによって、国際社会の平和と発展に貢献する。

5. 学問の自由と人権の尊重、社会の信頼に応える大学運営

島根大学は、真理探究の精神を尊び、学問の自由と人権を尊重するとともに、環境との調和を図り、学問の府にふさわしい基盤を整える。

島根大学は、学内外の意見を十分に反映させつつ透明性の高い、機動的な運営を行う。

【学部】

法文学部

高い倫理観と豊かな教養を身につけるとともに、基礎的専門知識を有し、現代社会や地域が抱えるさまざまな問題を探求し、解決することのできる創造的・実践的能力を有する人材、地域社会の中核を担う人材を育成することを目的とする。

教育学部

幅広い教養と専門的知識及び教職への強い意欲と情熱を基礎とした、優れた教育実践力を有する教師の育成を目的とする。

医学部

国際的視野に立った豊かな教養と高い倫理観を備え、かつ、科学的探究心を持ち、医療、医学、看護学及び

地域社会の発展に寄与し、人類の福祉に貢献し得る人材の育成を目的とする。

総合理工学部

理学・工学の分野間の連携を図って理工融合型の教育・研究を推進し、総合的視野をもった活力ある人材の育成を目指すとともに、新たな科学技術の開拓を通して、社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

生物資源科学部

生物、生態、生命、生産、生活を包括する「ライフ」に関する科学的知識・能力を涵養すると共に、自ら主体的に学び、問題を解決できる能力を有する人材の養成のための教育及び研究を行うことを目的とする。

【大学院の目的】

人文社会科学研究科

広い視野と深く精緻な学識を培い、人文社会科学分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。

教育学研究科

専門分野に関する高度の専門的知識及び研究能力を修得させ、高度な教育的実践力の育成を図ることを目的とする。

医学系研究科

医学及び看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究することによって、医学と看護学の更なる発展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。大学院教育を通して、自立して研究活動を行うのに必要な研究能力とその基礎となる学識を備えた研究者の育成を図るとともに、医療や看護に求められる高度な専門知識、技術ならびに研究能力と優れた人間性を兼ね備えた専門職業人の育成を目指す。

総合理工学研究科

次に掲げる課程において、高度の専門的知識と総合的視野を持った高度技術者・研究者の育成を目的とする。

博士前期課程では、専攻する分野の体系的知識・技術や研究方法を修得し、応用力、課題探求能力とともに関連する分野の基礎的素養を持った人材を育成する。

博士後期課程では、専攻する分野の高度な知識・技術をさらに深め、これを活用する能力、独立して高度な技術開発や研究を遂行できる基礎的能力とともに、幅広い視野と後進を指導・助言できる基礎的能力を持った人材を育成する。

生物資源科学研究科

生物、生態、生命、生産、生活を包括する「ライフ」に関する科学的知識・能力を基礎に、専門分野に関する高度の専門知識と応用能力を修得し、広く社会の発展に貢献し得る高度専門職業人の養成、独創的な発想力をもつ研究者の養成及び地域の再生・活性化に寄与し指導的役割を担う人材の養成のための教育及び研究を行うことを目的とする。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/daigaku/no6_1_1_jiko_shimane-u_d201603.pdf